

北九州市監査公表第19号  
平成29年3月28日

北九州市監査委員 江本 均  
同 廣瀬 隆明

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 28 年度

包括外部監査結果報告書

-教育委員会における財務事務の執行について-

平成 29 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 富下 博文

## 目次

第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 特定の事件として選定した理由	1
4 監査の対象	1
5 監査の方法	4
6 監査の期間	4
7 監査の実施者	4
8 利害関係	4
9 略称等	5
第2 監査対象の概要	6
1 北九州市教育委員会の状況	6
(1) 学校教育を取り巻く環境（関係法令の改正等）	6
(2) 北九州市の計画における教育の目標等	7
(3) 北九州市における学校教育の現状	9
(4) 組織体制	18
(5) 規程、マニュアル等	21
(6) 情報セキュリティ	22
(7) 公費会計と私費会計	30
(8) 出資団体	31
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	34
1 監査対象の選定	34
2 監査の視点	35
3 監査手続の流れ	36
4 監査の結果（指摘）及び意見の概要	37
5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	41
(1) 企画調整課	41
(2) 施設課	48
(3) 教職員課	56
(4) 学事課	60
(5) 学校保健課	74
(6) 指導企画課	79
(7) 指導第一課	81
(8) 教育センター	83

(9)	東谷中学校	86
(10)	浅川中学校	87
(11)	小倉南特別支援学校	90
(12)	高等学校	92
(13)	戸畑高等専修学校	94
(14)	高等理容美容学校	96
(15)	公益財団法人北九州市学校給食協会	103
(16)	教育委員会全体に対する監査結果及び意見	104

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37及び北九州市外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

教育委員会における財務事務の執行について

### 3 特定の事件として選定した理由

平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正施行され、「総合教育会議」を設置し、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図るとともに、市長が教育に関する「大綱」を策定し、教育政策に関する方向性を明確化して、教育施策の総合的な推進を図ることとされている。

北九州市（以下「市」という。）では、平成27年に「北九州市教育大綱」を定め、平成26年に策定した「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を推進している。

また、平成27年10月に策定した「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも「子どもたちの確かな学力や体力、豊かな心を育む教育環境の整備」が盛り込まれている。

さらに、平成26年度一般会計決算において、教育費は約306億円と全体の6.0%を占めており、重要性は高い。

そこで、教育委員会における財務事務の重要性を勘案し、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

## 4 監査の対象

### (1) 対象部署

監査の対象部署は、北九州市教育委員会（以下「市教委」という。）事務局、市教委が所管する北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、高等専修学校及び高等理容美容学校（以下「市教委所管学校等」という。）、市教委が所管する市の出資団体である公益財団法人北九州市学校給食協会（以下「市給食協会」という。）とした。

なお、それぞれの概要（市給食協会を除く。）は、以下のとおりである。

#### ア 北九州市教育委員会事務局

市教委の事務局の概要は、次のとおりである。なお、詳細は、「第2 監査対象の概要 1 北九州市教育委員会の状況」に記載している。

【市教委事務局の概要】（平成 28 年 5 月 1 日現在）

（単位：人、千円）

部	課室	職員数	H27 決算額	備考
全般		2	—	教育長、教育次長
総務部	総務課	15	6,977,005	—
	企画調整課	16	194,098	—
	施設課	17	5,926,812	—
学務部	教職員課	28	960,044	—
	権限移譲準備室	16	—	H28.4.1 から設置
	学事課	17	6,380,584	—
	学校保健課	15	2,438,547	—
指導部	指導企画課	12	4,337,254	—
	指導第一課	21		—
	指導第二課	14		—
	特別支援教育課	7		—
	教育センター	14		—
学力・体力向上推進室		13	—	H28.4.1 から設置
計		207	27,214,344	

出所：「市教委資料」を基に監査人作成

イ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等

市教委所管学校等は、次のとおりである。

【市教委所管学校等の概要】（平成 28 年 5 月 1 日現在）

（単位：校（園）、人）

種別	学校（園）数	児童・生徒（学生）数	市費負担職員数
幼稚園	8	299	8
小学校	131	47,875	444
中学校	62	23,311	227
特別支援学校	8	1,152	60
高等学校	1	699	13
高等専修学校	1	88	3
高等理容美容学校	1	96	3
計	212	73,520	758

出所：「市教委資料」を基に監査人作成

このうち、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校については、次のとおり、対象を抽出している。

【抽出した学校等】（園児・児童・生徒数は平成 28 年 5 月 1 日現在）

種別	抽出した監査対象	抽出理由
幼稚園	小倉南幼稚園	園児数が最多（52 人）
小学校	藍島小学校	児童数が最少（15 人）
	光貞小学校	児童数が最多（1,260 人）
中学校	東谷中学校	生徒数が最少（89 人）
	浅川中学校	生徒数が最多（907 人）
特別支援学校	小倉南特別支援学校	児童・生徒数が最多（226 人）

## (2) 対象とした事務等

監査の対象は、市教委における財務事務の執行としている。

### ア 北九州市教育委員会事務局

各所管部署における財務事務及び財産管理等を対象とした。なお、次のとおり、一部の支出項目（節）については、サンプルを抽出し監査を実施している。ただし、抽出基準に満たない場合でも、必要に応じ監査対象としている。

#### 【抽出基準】

支出項目（節）名	抽出基準	主な内容
11 節 需用費	1 件 500 万円以上	・ 教師用教科書及び指導書の購入 ・ 児童生徒用机及び椅子の購入
12 節 役務費	1 件 100 万円以上	・ 教育委員会全体の毎月の電話料金 ・ 中学校の部活動振興事業費 ・ スクールヘルパーに係る保険料
13 節 委託料	1 件 500 万円以上	・ 学校給食調理業務民間委託費 ・ 学校情報システム保守費 ・ 児童生徒健康診断委託費
14 節 使用料及び賃借料	1 件 500 万円以上	・ 学校 P C リース料 ・ 校舎建替に伴うプレハブ校舎リース料
15 節 工事請負費	1 件 1,000 万円以上	・ 門司総合特別支援学校整備事業 ・ 上津役中学校建替事業 ・ ひびきの小学校新設事業
17 節 公有財産購入費	1 件 500 万円以上	・ 思永中学校整備 P F I 事業費 ・ 八幡西図書館建設償還金支払
18 節 備品購入費	1 件 100 万円以上	・ 特別支援学校スクールバス購入 ・ 校舎建替に伴う備品購入 ・ 図書館移転に伴う備品購入
19 節 負担補助及び交付金	1 件 100 万円以上	・ 私立学校振興助成補助金 ・ 市給食協会運営費補助金 ・ 日本スポーツ振興センター共済掛金

### イ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等

市教委所管学校等における財務事務（学級費等の私費会計、保護者会等の会計を含む。）について、212 校（園）のうち 9 校（園）を監査対象として選定し、監査を行った。

### ウ 出資団体

市教委が所管する唯一の出資団体である市給食協会における財務事務について監査を行った。

## (3) 対象とした年度

監査の対象は、原則として平成 27 年度とし、必要に応じて、平成 26 年度以前及び平成 28 年度についても対象とした。

## 5 監査の方法

### (1) 監査の視点

監査の視点は次のとおりである。なお、詳細は「第3 2 監査の視点」に記載している。

- ① 財務事務が、法令に従い、適切に行われているか。
- ② 事務事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ③ 公金に準ずる取扱いが必要な財務事務について、適切に行われているか。
- ④ 所管する出資団体等の財政的援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
- ⑤ 情報セキュリティ対策は、適切に行われているか。
- ⑥ 過去の包括外部監査、定期監査、行政監査等の結果に対する措置は適切に行われているか。

### (2) 実施した監査手続の流れ

#### ア 概要の把握

市教委の組織、人員、財務等について概要を把握するため、教育行政の状況及び課題等について担当者への質問を行った。

#### イ 監査対象とした市教委の各部署の財務に関する文書等の査閲及び担当者への質問

市教委事務局、市教委所管学校等、市給食協会の財務に関する事務手続等について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

#### ウ 監査対象とした市教委所管学校等への現地調査

市教委所管学校等の教育財産の状況を把握するため、各所在地へ行き、管理状況等の現地調査を実施した。

## 6 監査の期間

平成28年7月5日から平成29年2月27日まで

なお、詳細は、「第3 3 監査手続の流れ」に記載している。

## 7 監査の実施者

包括外部監査人	富下 博文	公認会計士
補助者	香野 剛	公認会計士
同	松尾 潤一	特定社会保険労務士、行政実務経験者
同	小島 智也	公認会計士
同	明石 康平	公認会計士試験合格者
同	石田 博文	情報セキュリティマネジメントシステム審査員補、 認定コンプライアンス・アドバイザー
同	丸永 博喜	公認情報システム監査人、ITコーディネータ、情報 セキュリティアドミニストレータ、公認不正検査士
同	南 志保里	

## 8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H12=平成 12 年

表中の数値については、単位未満を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「—」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。

引用文、表及びグラフの下に、出所を記載している。表及びグラフについては、市からの提供資料等を基に監査人が作成している。

## 第2 監査対象の概要

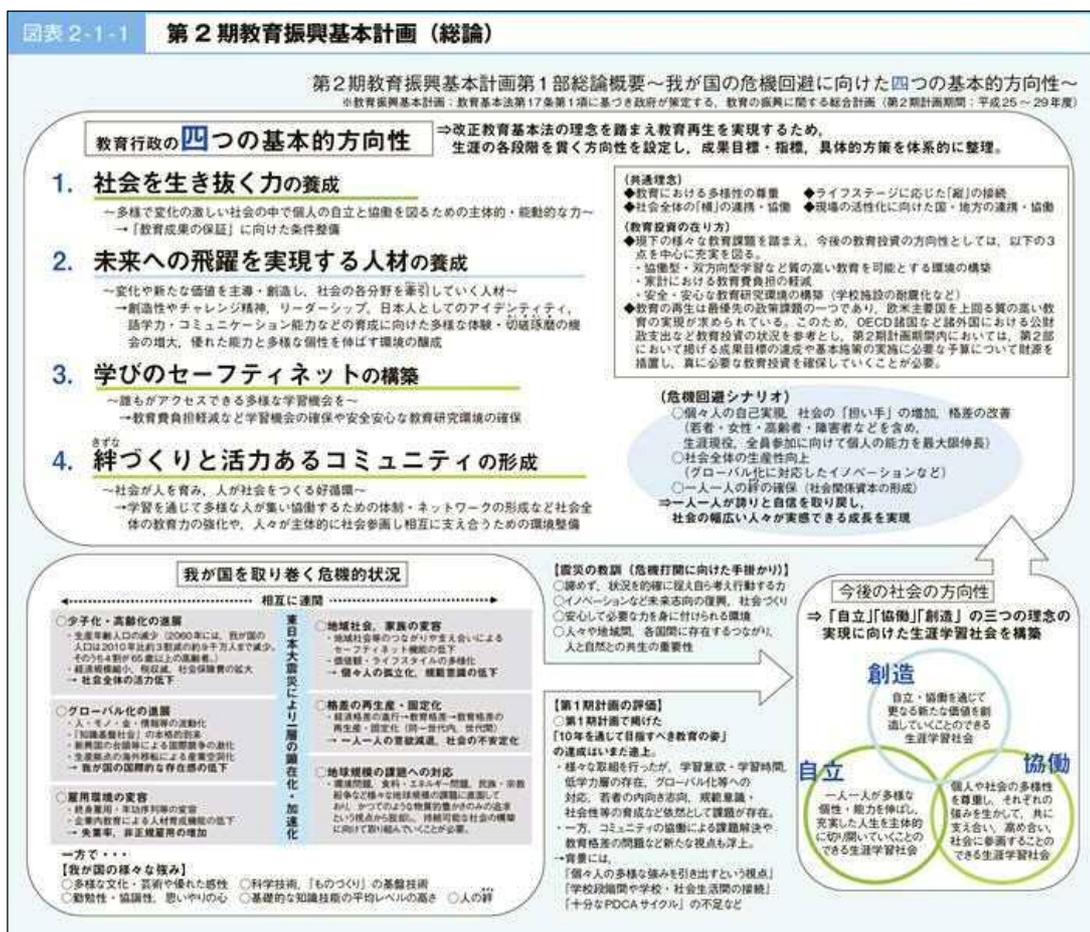
### 1 北九州市教育委員会の状況

#### (1) 学校教育を取り巻く環境（関係法令の改正等）

国においては、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、平成18年に教育基本法が改正され、教育の基本理念が示された。この理念の実現に向けて、教育基本法の規定に基づき、政府の教育に関する総合的な計画として平成20年に「教育振興基本計画」が策定されている。その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、平成25年6月に第2期の教育振興基本計画が策定された。第2期教育振興基本計画は、平成25年度から29年度の5年間を計画期間としている。

国は、この教育振興基本計画に基づいて、教育基本法の理念の実現に向けた諸施策に取り組んでいる。

#### 【第2期教育振興基本計画の概要】



出所：「平成27年度文部科学白書」

また、地域の教育行政における重要事項や基本方針を決定する教育委員会について、従来、教育委員長と教育長の間で責任の所在が不明確であることなどの課題が指摘されていたことから、教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえて、平成 26 年 6 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されている。

新しい教育委員会制度では、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員会を代表する委員長と事務局を指揮監督する教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）が設置されることとなった。また、教育委員による新教育長へのチェック機能が強化されたほか、地方自治体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、地方自治体の長と教育委員会によって構成される総合教育会議が設置されることとなった。

## （２）北九州市の計画における教育の目標等

市は、1963（昭和 38）年 2 月に、門司、小倉、若松、八幡及び戸畑の 5 市が合併して誕生し、2013（平成 25）年 2 月に市制 50 周年を迎えている。

1901 年に官営八幡製鉄所が操業を開始して以来、工業を中心として発展してきたこと及び公害を克服してきた歴史を背景に、早くから環境問題にも重点的に取り組んでおり、その結果、環境都市として様々な施策を継続している。

一方で、少子高齢化による人口構成の変化、グローバル化の急速な進展など、市を取り巻く環境は大きく変化し続けており、様々な課題に直面している。

このような環境の変化に適応するため、市は平成 20 年 12 月にまちづくりの指針である「北九州市基本構想」及び「北九州市基本計画」（2 つをあわせて『元気発進！北九州』プラン』という。）を策定した。

このうち、「北九州市基本計画」については、「社会経済環境の変化等を踏まえて、おおむね 5 年間で計画の内容を見直し必要に応じて変更すること」としており、昨今の社会経済情勢の変化やこれまでの進捗状況を踏まえた今後の対応等に反映させるため、平成 25 年 12 月に計画を変更している。

この基本計画において、まちづくりの取組の柱を 7 つ設定しており、その 1 番目として「I 人を育てる」があり、またその 1 番目の大項目に「子育て・教育日本一を実感できる環境づくり」が挙げられている。

すなわち、まちづくりの指針の 1 番目に「教育」がとりあげられていることから、市の最重要施策の一つとして位置づけられていることがわかる。

また、この「北九州市基本構想」及び「基本計画」の「人づくり」を具体化する、子どもの教育に係る部門別計画として、平成 21 年度に「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「市教育プラン」という。）を策定し、平成 26 年 2 月に計画を改訂している。

なお、この市教育プランは、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、市の教育振興基本計画に位置づけられている。

### 【教育基本法における教育振興基本計画の規定】

（教育振興基本計画）

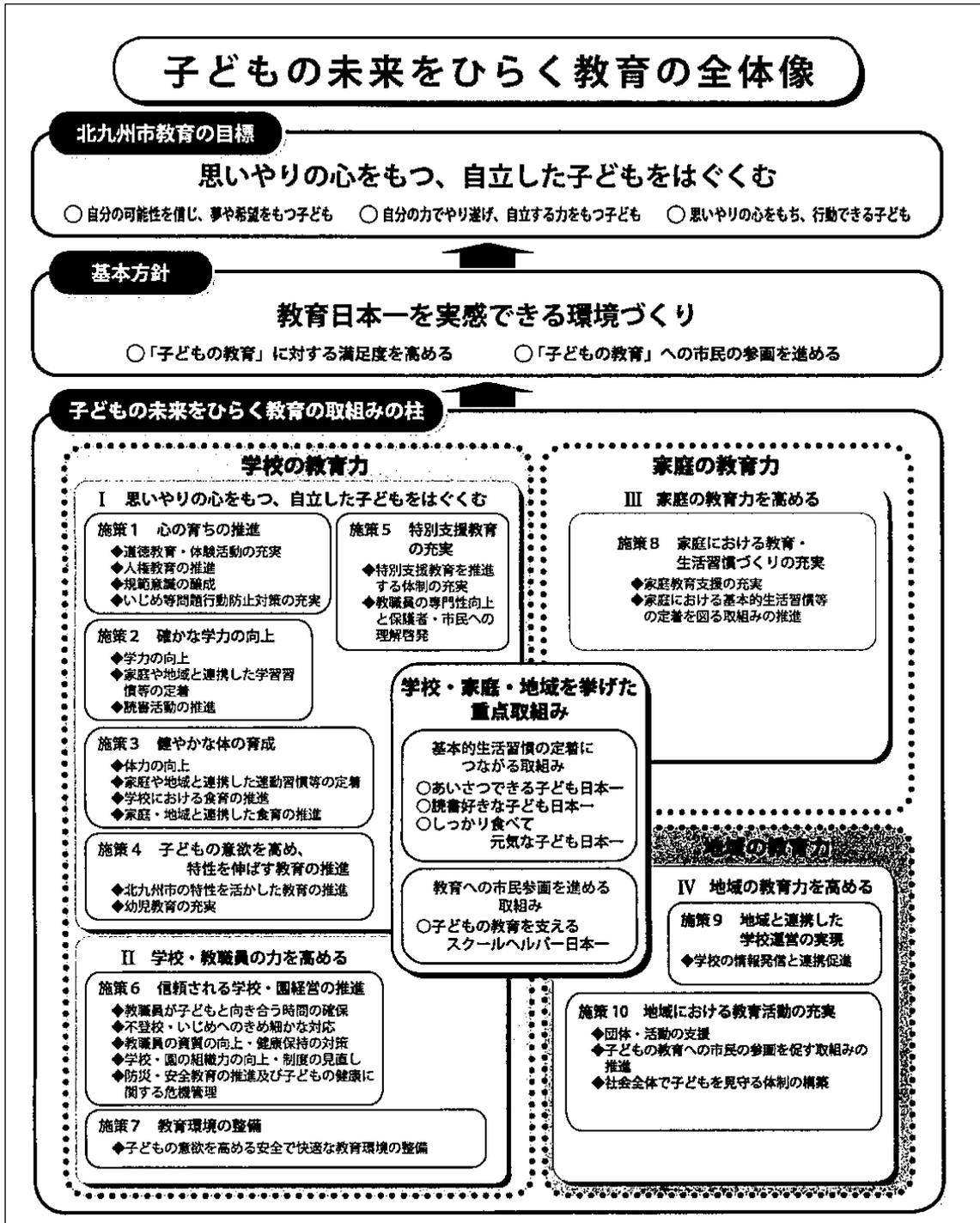
第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

出所：「教育基本法」

市教育プランにおける「子どもの未来をひらく教育の全体像」は、次のとおりである。  
 市の教育の目標を「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」とし、基本方針として、「教育日本一を実感できる環境づくり」が掲げられている。

【子どもの未来をひらく教育の全体像】



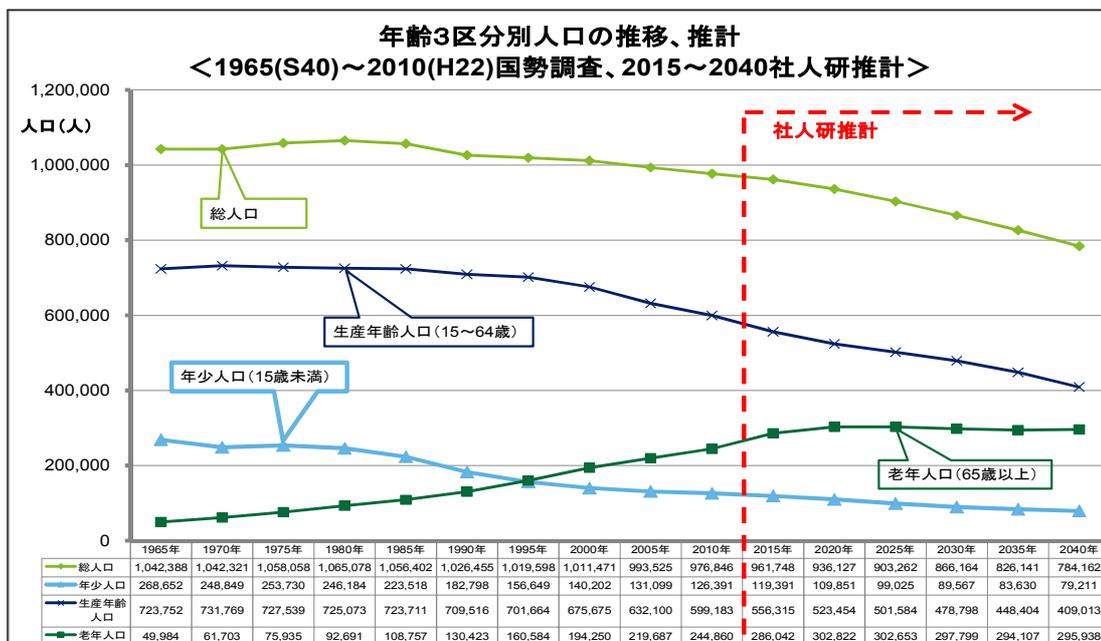
出所：「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（平成26年2月改訂）」

### (3) 北九州市における学校教育の現状

#### ア 学校及び児童生徒の状況

市の総人口は、1980年（昭和55年）から減少しており、2005年の国勢調査で100万人を下回り、更に減少傾向にある。15歳未満の年少人口をみると、1965年（昭和40年）には、総人口の25.8%を占めていたが、1995年（平成7年）に老年人口（65歳以上人口）を下回り、2010年（平成22年）には総人口の12.9%となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、今後もこの傾向は続くことが見込まれている。

【総人口と年齢3区分別の推移、推計】（各年10月1日時点）

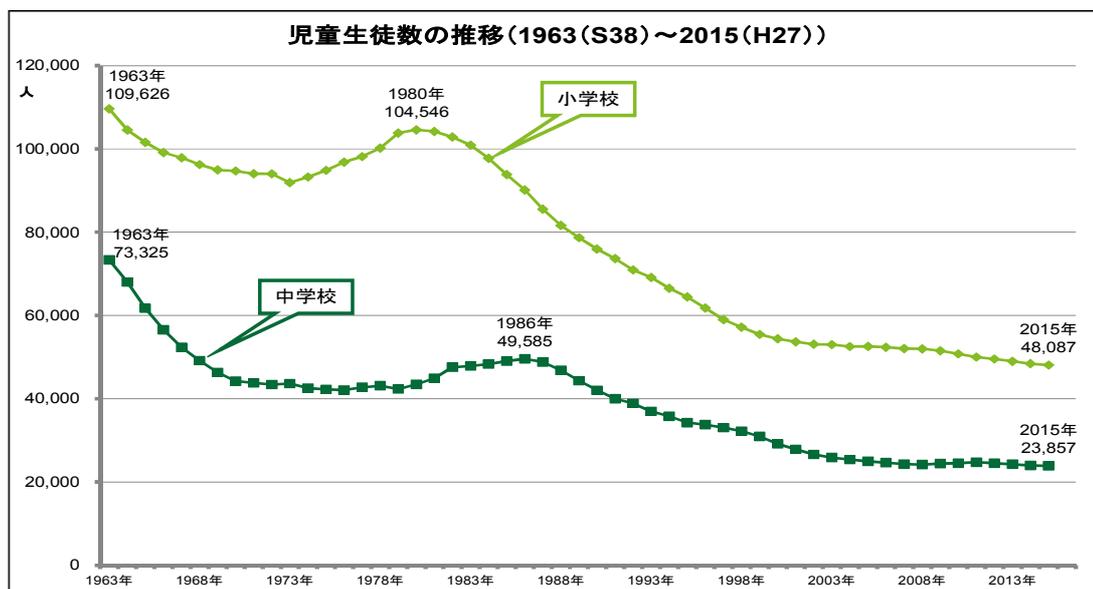


出所：「国勢調査」、「社人研」

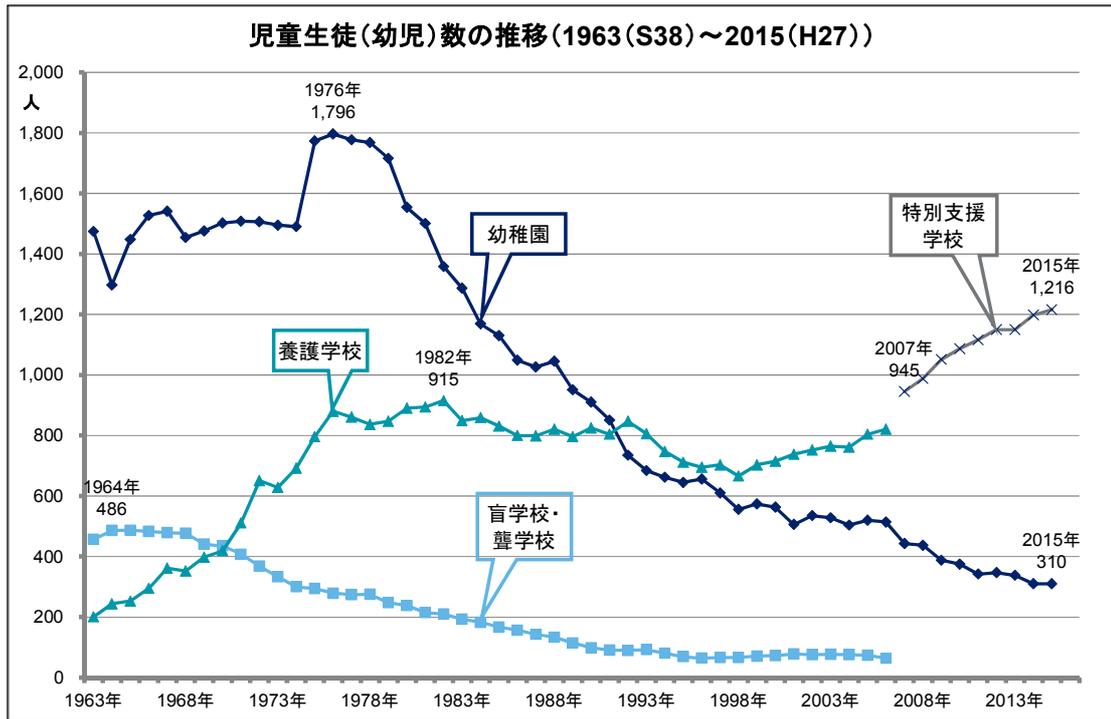
年少人口の推移に伴い、児童生徒数は、小学校では1980年（昭和55年）、中学校では1986年（昭和61年）から一貫して減少しており、それぞれ半数以下となっている。

一方、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にある。

【児童生徒数の推移（小学校・中学校）】（各年5月1日現在）



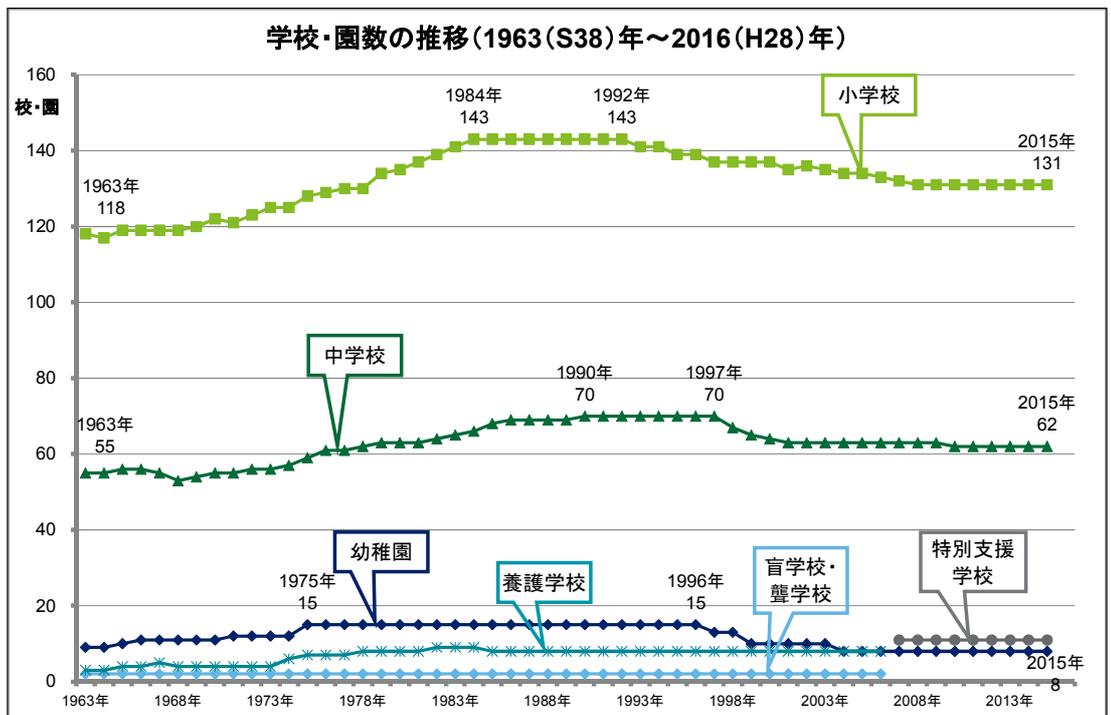
【児童生徒（幼児）数の推移（幼稚園、特別支援学校等）】（各年5月1日現在）



出所：「北九州市統計資料」

学校数は、小学校が1992年（平成4年）、中学校が1997年（平成9年）から減少していたが、近年は小学校131校、中学校62校で推移している。なお、現在、ひびきの小学校を新設工事中であり、平成29年度から小学校が1校増える予定である。

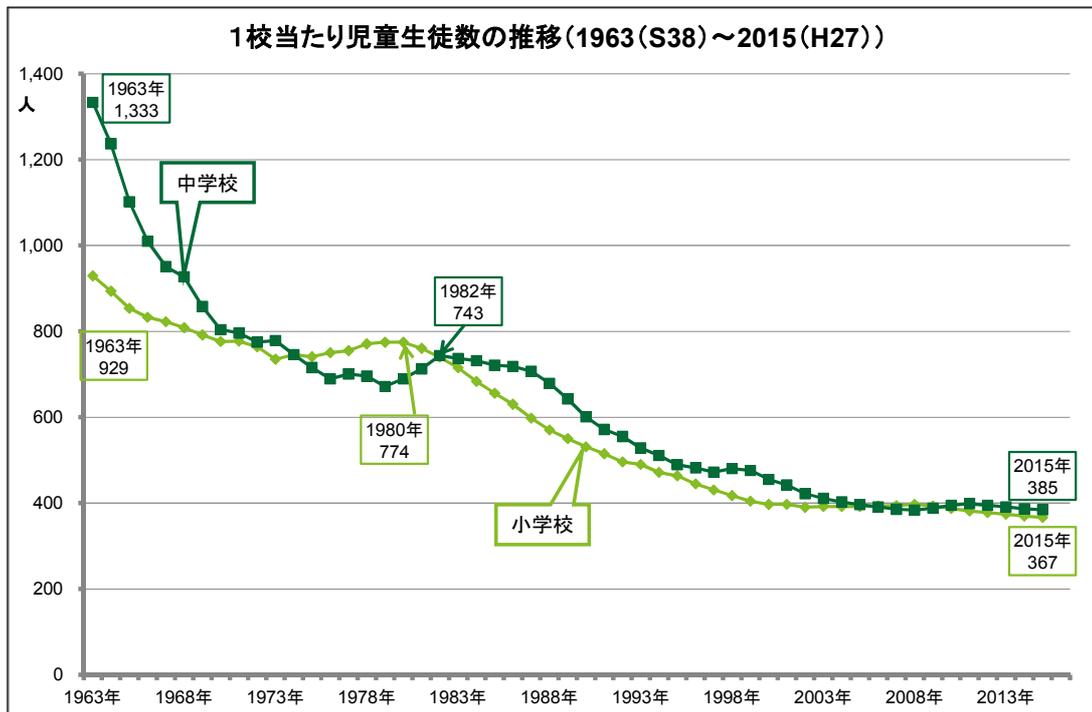
【学校・園数の推移】（各年5月1日現在）



出所：「北九州市統計資料」

1校当たりの児童生徒数をみると、小学校は1980年（昭和55年）から、中学校は1982年（昭和57年）から減少し、2000年代に入るとほぼ横ばいとなっている。

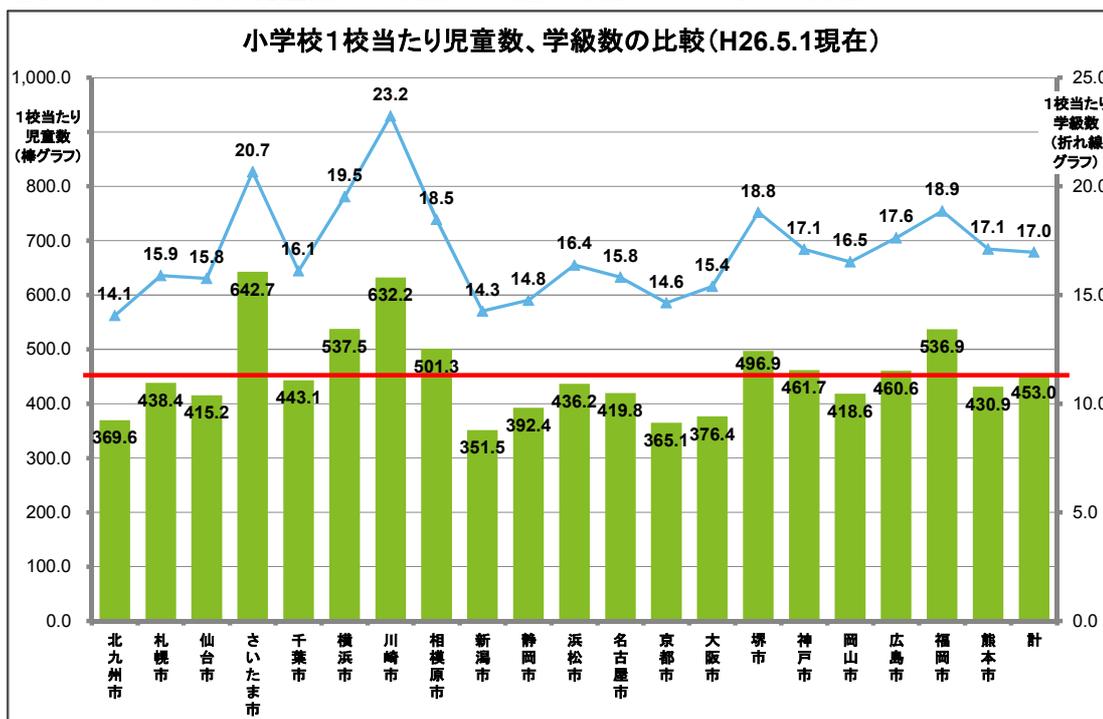
【1校当たりの児童生徒数（小学校、中学校）】（各年5月1日現在）



出所：「北九州市統計資料」

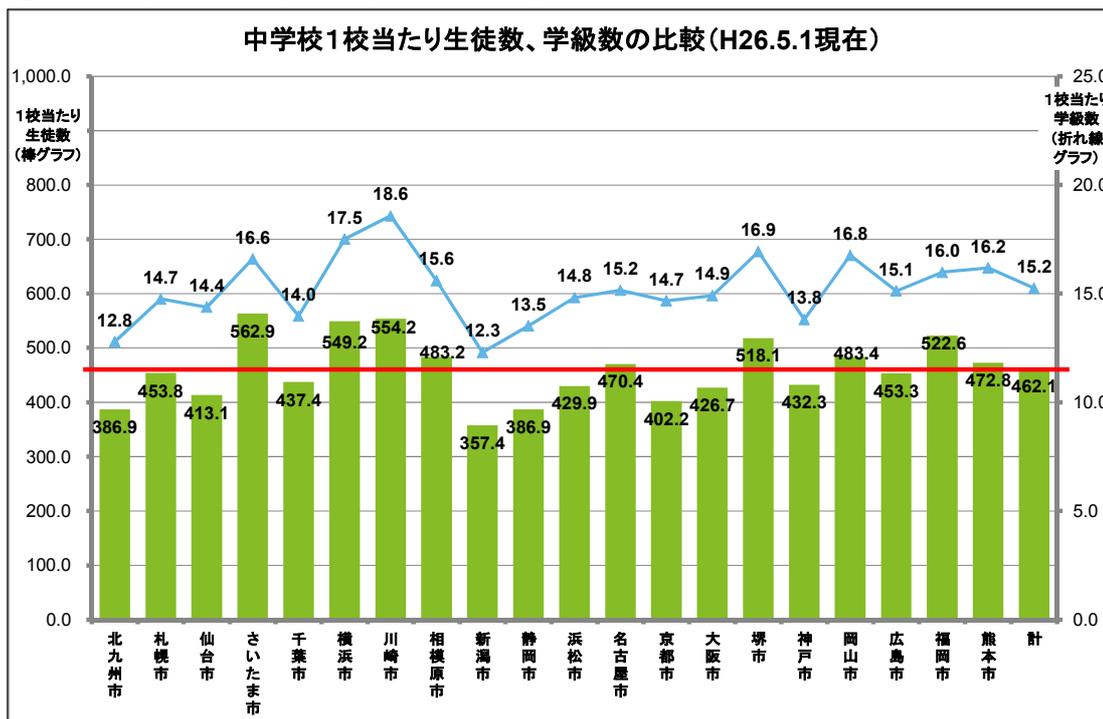
1校当たりの児童生徒数及び学級数について、政令指定都市と比較すると、小学校では、児童数は新潟市に次いで少なく、学級数は最も少ない。中学校では、生徒数、学級数とも新潟市に次いで少ない。

【小学校1校当たり児童数、学級数の比較】（平成26年5月1日現在）



出所：「北九州市立小・中学校の現状と将来（平成27年5月）」を基に監査人作成

【中学校 1 校当たり生徒数、学級数の比較】（平成 26 年 5 月 1 日現在）



出所：「北九州市立小・中学校の現状と将来（平成 27 年 5 月）」を基に監査人作成

イ 施設の状況

市が平成 26 年 12 月に作成した「北九州市公共施設白書」によると、建物数では、小学校が 1,423 棟 (20.5%)、中学校が 744 棟 (10.7%) と学校教育施設が全体の 3 割以上を占めている。総延床面積でも、小学校が約 79 万㎡ (14.7%)、中学校が約 46 万㎡ (8.5%) と全体の 2 割を超えている。

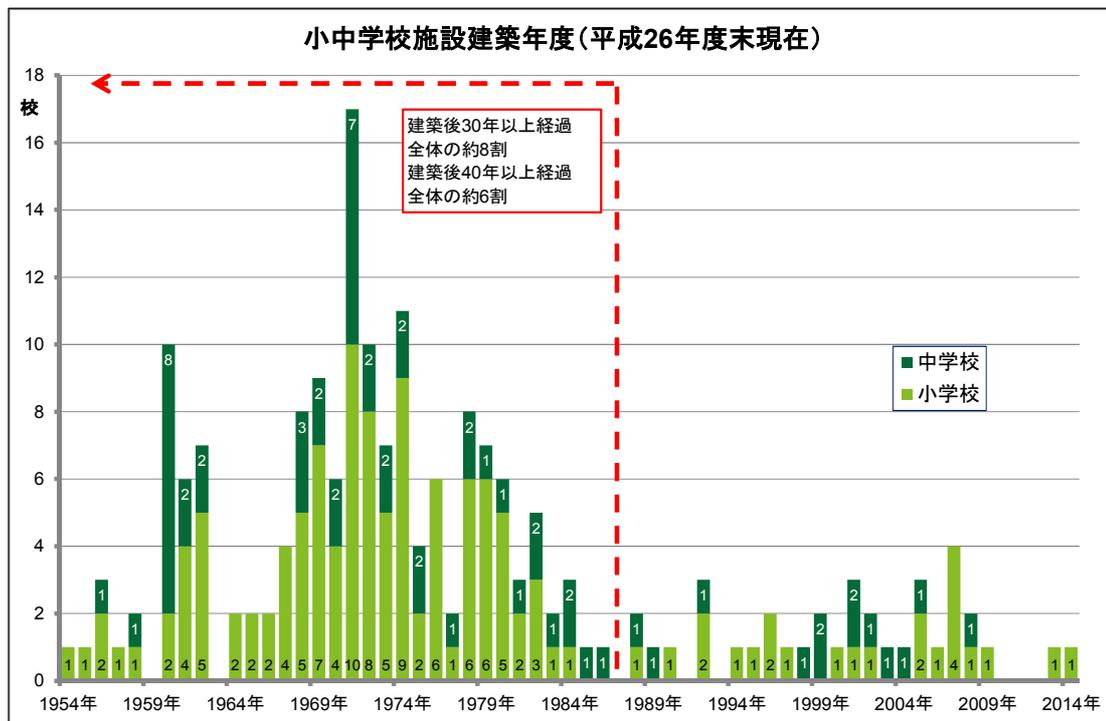
【北九州市の公共施設の概要】（平成 26 年 3 月末時点）

施設の種類(大分類)	施設の種類(小分類) (市教委所管分のみ)	施設数	建物数 (棟)	建物数 割合	総延床面積 (㎡)	面積 割合
1 市営住宅		411	1,729	24.9%	2,080,040	38.5%
2 学校教育施設	(1) 小学校	131	1,423	20.5%	793,841	14.7%
	(2) 中学校	62	744	10.7%	462,518	8.5%
	(3) 特別支援学校	9	91	1.3%	44,521	0.8%
	(4) 高等学校等	4	33	0.5%	22,972	0.4%
	(5) その他学校施設	6	19	0.3%	12,448	0.2%
	3 市民文化系施設		331	391	5.6%	240,353
4 社会教育施設		68	141	2.0%	122,548	2.3%
	(3) 図書館	20	20	0.3%	24,623	0.5%
5 スポーツ施設		97	123	1.8%	91,406	1.7%
6 保健・福祉施設		56	101	1.5%	117,236	2.2%
7 子育て支援施設		182	251	3.6%	68,857	1.3%
	(1) 幼稚園	8	15	0.2%	5,517	0.1%
8 観光・産業系施設		59	116	1.7%	168,269	3.1%
9 行政系施設		205	289	4.2%	207,768	3.8%
10 その他		808	1,073	15.5%	264,323	4.9%
11 特別会計施設		37	206	3.0%	468,051	8.7%
12 地方公営企業会計施設		80	208	3.0%	244,518	4.5%
合計		2,546	6,938	100.0%	5,409,669	100.0%

出所：「北九州市公共施設白書（平成 26 年 12 月）」を基に監査人作成

小中学校の施設について、建築年度別にみると、1960年代後半から1980年代前半にかけて建築された施設が多く、建築後30年以上経過している施設が全体の約8割、40年以上経過している施設が全体の約6割となっている。

【小中学校施設建築年度】(平成27年3月末時点)



出所：「北九州市立小・中学校の現状と将来(平成27年5月)」を基に監査人作成

### ウ 平成27年度の決算状況

市の平成27年度一般会計決算額は、歳入5,039億64百万円、歳出5,004億79百万円となっている。(歳入から埋立地造成特別会計繰出債、歳出から埋立地特別会計繰出金を除く。)

このうち、教育委員会所管分の決算額は、歳入78億37百万円、歳出285億97百万円と、それぞれ、1.6%、5.7%を占めている。

教育委員会所管分の決算状況は、次のとおりである。歳入では、市債38億42百万円と国庫支出金32億26百万円で全体の約9割を占めている。歳出では、小学校費75億79百万円(26.5%)、中学校費63億68百万円(22.3%)、特別支援学校費38億40百万円(13.4%)であり、教育職員費が69億2百万円(24.1%)となっている。

【平成27年度 教育委員会所管分決算総括表】

(歳入)

(単位：千円)

款	決算額	割合	備考
15 使用料及び手数料	112,492	1.4%	—
16 国庫支出金	3,226,325	41.2%	—
17 県支出金	806	0.0%	—
18 財産収入	5,551	0.1%	—
19 寄附金	20,000	0.3%	—
22 諸収入	630,277	8.0%	—
23 市債	3,841,600	49.0%	—
合計	7,837,051	100.0%	

(項目別歳出)

(単位：千円)

項	決算額	割合	備考
13 教育費	28,596,914	100.0%	—
1 教育職員費	6,901,755	24.1%	—
2 教育総務費	1,586,543	5.5%	—
3 小学校費	7,578,724	26.5%	—
4 中学校費	6,367,838	22.3%	—
5 高等学校費	170,166	0.6%	—
6 特別支援学校費	3,840,369	13.4%	—
7 幼稚園費	72,399	0.3%	—
8 専修各種学校費	44,070	0.2%	—
9 社会教育費	1,388,241	4.9%	—
10 保健体育費	646,809	2.3%	—
合計	28,596,914	100.0%	

出所：市作成資料を基に監査人作成

## エ 主な事業

平成 27 年度における主要施策は次のとおりである。

### 【平成 27 年度 教育委員会 主要施策】

#### 子どもの教育に関する分野

#### 1 思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

##### (1) 心の教育推進事業【10,059 千円】

いじめや不登校をはじめとした子どもたちの問題行動や、人間関係を築けない児童生徒に対応するため、社会性や規範意識、思いやりの心など豊かな人間性を育む道徳教育・体験活動を推進した。

##### (2) 「北九州市中学生合唱フェスティバル」開催事業【2,720 千円】

音楽を通して、子どもたちに豊かな情操を育むとともに、音楽や合唱に親しむ本市の文化的風土を醸成するため、2月7日に「北九州市中学生合唱フェスティバル」をウェルとばたで開催した。

##### (3) 学力向上に向けた取組み

##### ① 「子どもひまわり学習塾」事業【89,707 千円】

児童生徒の主体的な学習習慣や、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、放課後等を活用して学習機会を提供する「子どもひまわり学習塾」の対象校を小学校は31校から70校に、中学校は11校から市内全62校に拡充するなどし、実施した。

##### ② 北九州市学力状況調査事業【36,896 千円】

小学校から中学校まで児童生徒一人一人の学力を継続的に把握・分析し、学力の向上に役立てるため、小学5年生、中学1、2年生を対象とした本市独自の学力調査を開始した。

また、中学3年生全員を対象に、英語能力判定テスト（英検3級程度）を実施し、生徒に求められる英語力や学習状況の把握・分析を行い、本市の英語教育の更なる充実を図った。

##### ③ 学校の読書活動推進事業【82,161 千円】

子どもたちが読書に親しむ環境を整え、学校図書館の利用を促進するため、学校図書館職員を27中学校区から31中学校区に拡充して配置し、学校における読書活動を一層推進した。

④ 学校支援のための市費講師配置事業<再掲>【513, 225 千円】

学力向上、いじめ・非行対策など、学校の課題や状況に柔軟に対応し、学校運営を一層に円滑に進めていくため、市費講師を 197 人から 200 人に拡充配置した。

(4) 小中一貫・連携教育の推進【614 千円】

南小倉中学校区、花尾中学校区の 2 つの中学校区を「小中一貫教育モデル中学校区」に指定して、現行の小中学校の施設のもとで、9 年間の連続性・系統性のある効果的な教育の推進方策について今後の方向性の検討を進めた。

(5) 部活動振興事業【94, 721 千円】

生徒が自分の個性を伸ばし、体力の向上などに大きな役割を果たす部活動を振興するため、外部講師や設備、部活動用品等を充実するなど、生徒が部活動に参加しやすい環境を整備した。

(6) 環境教育推進事業【21, 936 千円】

環境未来都市としての北九州市の独自性を生かし、環境施設等における体験を重視した環境教育を推進し、あらゆる環境活動に主体的に取り組むことができる子どもを育成した。

また、推進指定校のユネスコスクール加盟登録を支援するなど、環境教育の発展を目指した。

(7) 門司総合特別支援学校整備事業【2, 713, 030 千円】

知的障害のある児童生徒の増加に伴う知的障害特別支援学校の過密化等に対応するため、知的障害と病弱を対象とする門司総合特別支援学校を平成 28 年 4 月の開校に向け、整備を行った。

(8) 小倉総合特別支援学校整備事業【426, 995 千円】

総合療育センターの再整備に伴い、肢体不自由と病弱を対象とする小倉総合特別支援学校の新校舎を整備した。

(9) 特別支援教育を推進する体制の充実【326, 345 千円】

障害のある幼児児童生徒への適切な指導・支援の充実を図るため、小学校入学前からの相談支援体制の更なる整備を進めるために相談員を 1 人から 3 人に、特別支援学級を補助する市費講師を 37 人から 47 人に拡充して配置するとともに、特別支援教育介助員の配置などにより校内支援体制の強化に取り組んだ。

## 2 学校・教職員の力を高める

(1) 学校支援のための市費講師配置事業<一部再掲>【513, 225 千円】

学力向上、いじめ・非行対策など、学校の課題や状況に柔軟に対応し、学校運営を一層に円滑に進めていくため、市費講師を 197 人から 200 人に拡充配置した。

(2) 35 人以下学級編制の実施【170, 904 千円】

教職員が一人一人の子どもと向き合う時間を確保するため、小学 1、2、3 年生及び中学 1 年生において 35 人以下学級を引き続き実施した。

また、平成 27 年度から、小学 4 年生及び中学 3 年生において学校の実情に応じて、学校長の裁量により、35 人以下学級を実施した。

(3) 「チーム学校」運営・推進事業<一部再掲>【224, 875 千円】

学校を取り巻く環境が複雑化し、さまざまな教育課題への対応を迫られる中、特に生徒指導上の諸問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを 7 人から 8 人に拡充して配置するとともに、新たに特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するなど専門性を持つスタッフを配置し、教員とともに一つのチームとして学校の教育力を高めた。

(4) 小中学校等空調設備整備事業【329,764千円】

良好な学習環境を確保するため、小中学校等の普通教室にエアコンを整備する。平成27年度は先行し着手していた5校について整備を終了するとともに全中学校の普通教室の整備に着手した。

(5) 大規模改修事業【244,243千円】

安全で安心な学校施設の整備を図るため、築後30年を経過した建物について、経年による機能低下を復旧するための大規模改修工事を小学校2校において実施した。

(6) 学校施設耐震補強事業【796,490千円】

学校施設に必要な耐震性を確保するため、施設の耐震補強工事を実施し、完了した。

(7) 天井等非構造物落下防止事業【177,281千円】

災害時の避難場所でもある学校施設の安全と安心を確保するため、体育館棟の非構造部材の落下防止工事を実施し、完了した。

(8) ひびきの小学校新設事業【549,482千円】

北九州学術研究都市整備事業の進歩により児童数が急増し、本市の分離新設基準を超えた光貞小学校の教育環境を改善するため、ひびきの小学校の校舎新設等に着手した。

### 3 家庭・地域の教育力を高める

(1) 経済界との連携による学校支援モデル事業【3,254千円】

経済界と連携することで、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や児童向けの体験学習、教職員を対象とした研修などを平成27年度は、対象校を40校から70校に拡充して取り組んだ。

(2) 学校支援地域本部事業【15,626千円】

教員が子どもと向き合う時間の確保や地域の教育力の向上を図るため、地域コーディネーターを配置する学校支援地域本部の設置を47中学校区に拡充し、地域の協力のもと、さまざまな学校の教育活動を支援する体制づくりを推進した。

(3) 「子どもひまわり学習塾」事業<再掲>【89,707千円】

児童生徒の主体的な学習習慣や、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、放課後等を活用して学習機会を提供する「子どもひまわり学習塾」の対象校を小学校は31校から70校に、中学校は11校から市内全62校に拡充するなどし、実施した。

図書館に関する分野<今回監査対象外のため省略>

#### その他

(1) 総合教育会議の開催【423千円】

市長と教育委員会が教育行政の重点的な施策などを協議・調整する場である「総合教育会議」を開催した。

(2) 県費負担教職員の権限移譲に係る人事・給与システム等の構築【135,406千円】

市町村立学校職員給与負担法の改正に伴い、平成29年度を目途に県より指定都市に県費負担教職員の給与負担等の権限が委譲されるため、人事給与システムの新規構築を行うとともに、服務管理システムの改修に着手した。

出所：「市教委資料」

## オ 監査等の実施状況

### (7) 市教委による財務調査

市教委では毎年度、各学校における財務事務の指導のため、ローテーション等により対象先を選定し、会計事務実情調査を実施している。その結果については各学校に通知し、主な指摘や留意事項については市教委が毎年編集する「学校運営費予算の手引」に記載する。また、同じ内容の指摘が多数あるような場合は、研修等により重点的に指導を行っている。当該会計事務実情調査は、市教委による内部監査という位置づけとなる。

### (4) 市監査委員による監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づき市の監査委員によって実施される監査が定期監査であり、同条第9項の規定により、その結果が公表される。

定期監査は、市の財務事務の執行、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理や工事の執行等が適正かつ効率的に行われているかについて、毎年度監査計画を定めて定期的実施されるもので、事務監査と工事監査がある。

市教委を対象とした定期監査は、次の表のとおり、それぞれ隔年で実施されている。

#### 【市教委を対象とした定期監査の実施状況】

公表年月日	区分	対象局等
平成20年6月20日	事務	市議会事務局、教育委員会及び企画文化局
平成20年12月15日	工事	環境局及び教育委員会
平成22年7月16日	事務	市議会事務局及び教育委員会
平成22年12月10日	工事	環境局及び教育委員会
平成24年8月27日	事務	市民文化スポーツ局、区役所、市議会事務局及び教育委員会
平成25年2月8日	工事	環境局及び教育委員会
平成26年8月22日	事務	市議会事務局及び教育委員会
平成27年2月20日	工事	環境局及び教育委員会
平成28年8月30日	事務	市民文化スポーツ局、市議会事務局及び教育委員会

出所：市ホームページ

また、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、必要に応じて実施される監査が行政監査であり、市の事務の執行について、経済性、効率性及び有効性に重点を置いて監査するものである。

市教委を対象とした行政監査は、次のとおり平成20年度に実施されている。

#### 【市教委を対象とした行政監査の実施状況】

公表年月日	内容
平成21年3月18日	「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る補助金について

出所：市ホームページ

### (5) 包括外部監査

監査委員による監査のほかに、地方自治法では外部監査契約に基づく監査が定められている。これには、包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査は、本市のような政令市では必ず行うよう義務付けられている。

包括外部監査は、市と外部の専門的知識を有する者との契約に基づき、包括外部監査人が行う監査である。

包括外部監査人は、市の財務事務の執行、公営企業等の事業の管理のうちから特定のテーマを決めて、そのテーマに係る対象事務が適正かつ効率的に行われているかについて監査を行う。

過去に市教委全体を対象とした包括外部監査は未実施であるが、市教委の一部の部署等が監査対象として含まれた包括外部監査の実施状況は次のとおりである。

**【市教委が対象として含まれた包括外部監査の実施状況】**

公表年月日	内容
平成 17 年 3 月 25 日	委託料に関する事務の執行
平成 22 年 3 月 17 日	外郭団体の運営に関するモニタリング事務について
平成 24 年 3 月 30 日	情報システムに係る財務事務の執行と有効性等について
平成 25 年 3 月 28 日	負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行について
平成 26 年 3 月 28 日	貸付金及び未収入金に係る財務事務の執行（債権管理を含む）について
平成 27 年 3 月 20 日	公の施設の管理運営及び指定管理者制度について
平成 28 年 3 月 25 日	市有財産（特に土地）の取得、管理、処分及び有効活用について

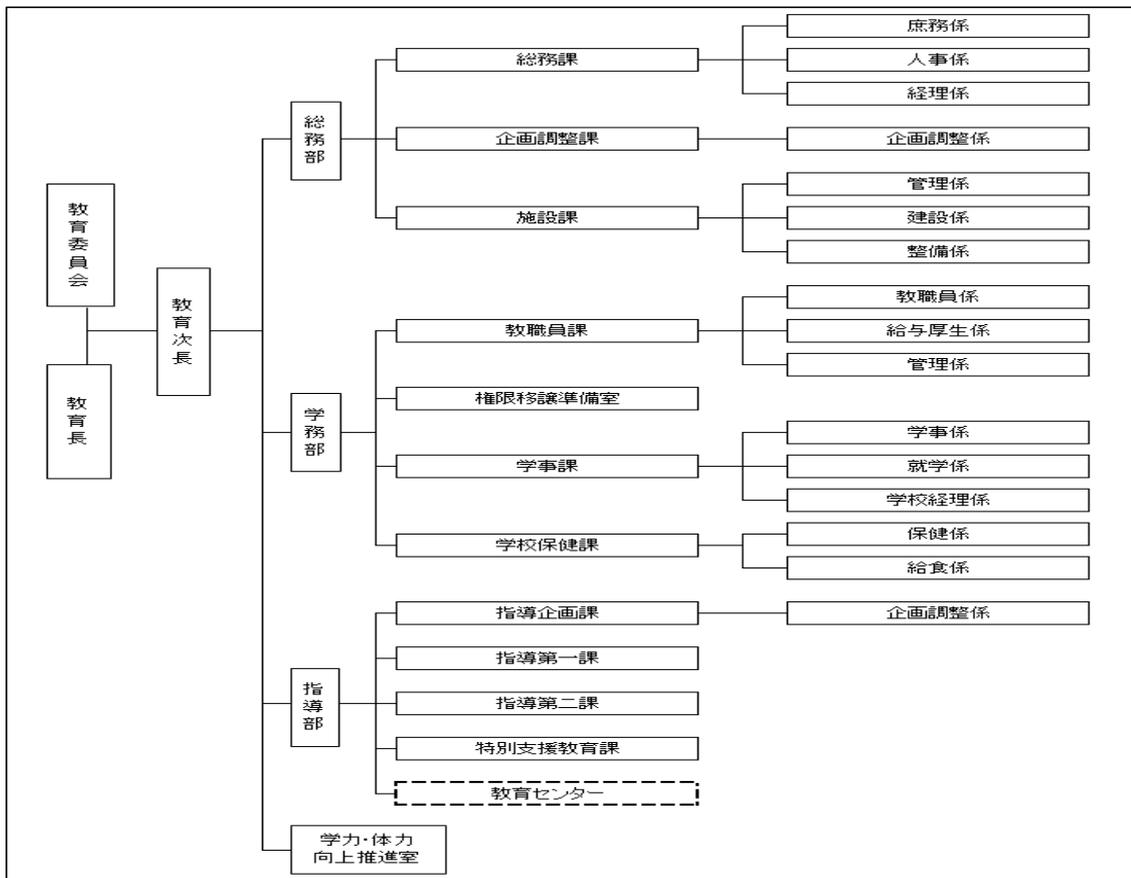
出所：市ホームページ

**(4) 組織体制**

前述した市教育プランで定めた目標を達成するため、市では、次のような組織体制により教育行政を行っている。

なお、スポーツ分野は平成 20 年度から、文化財保護等の文化分野については、平成 24 年度から市長部局に移管しており、平成 28 年度から、生涯学習分野についても市長部局に移管している。

**【市教委事務局の組織】（平成 28 年 5 月 1 日現在）**



出所：市教委作成資料

各部署の事務分掌は、次のとおりである。

【市教委の事務分掌】（平成 28 年 7 月 1 日現在）

部	課	係	所掌事務		
総務部	総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局、部、課の庶務</li> <li>・教育委員会の会議、総合教育会議等</li> <li>・局内事務の連絡調整</li> <li>・表彰（県費負担職員を除く）</li> <li>・文書等の收受、発送及び保存の総括</li> <li>・公印管理</li> <li>・条例、規則、規程その他重要な文書の審査</li> <li>・公告式</li> <li>・事務改善</li> <li>・基幹統計その他調査統計</li> <li>・統計資料の収集及び整理</li> <li>・広報及び広聴</li> <li>・その他他の部、課の主管に属しないこと</li> </ul>		
		人事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会事務局及び教育機関（学校を除く）の職員の人事、</li> <li>・勤務、研修、分限及び懲戒</li> <li>・職員の定数</li> <li>・組織及び職務権限</li> <li>・職員団体及び労働組合</li> <li>・委員会事務局及び教育機関（学校を除く）の職員の福利厚生</li> </ul>		
		経理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算及び決算</li> <li>・委員会事務局の経理</li> <li>・国又は県の補助事業に係る検査</li> </ul>		
	企画調整課	企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・重要事項の企画、調査、調整及び進行管理</li> <li>・国際交流に係る諸機関及び関係団体との連絡調整</li> <li>・学校の設置及び廃止の計画</li> <li>・通学区域の設定及び変更</li> <li>・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定</li> <li>・私学助成（幼稚園を除く）</li> <li>・図書館の設置、廃止及び管理並びに連絡調整</li> <li>・社会教育施設（図書館及び視聴覚センターを除く）及び北九州市立埋蔵文化財センターの設置及び廃止</li> <li>・社会教育の専門的技術的な助言及び指導</li> <li>・人権教育に係る総合的企画、調査及び推進</li> <li>・人権教育に係る連絡調整</li> <li>・文化財及び社会教育（青少年教育に係るものを除く）に係る市民文化スポーツ局との連絡調整</li> </ul>		
			施設課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・学校用地</li> <li>・学校施設の目的外使用許可</li> </ul>
				建設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の建設及び増改築</li> <li>・学校の施設台帳</li> </ul>
	施設課	整備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校地及び校舎の維持修繕の計画及び実施</li> <li>・校地及び校舎の一般的管理</li> </ul>		

部	課	係	所掌事務
学務部	教職員課	教職員係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部、課の庶務</li> <li>・学校職員のうち県費負担教職員の人事</li> <li>・学級編制</li> <li>・職員団体及び労働組合</li> </ul>
		給与厚生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担職員の給与</li> <li>・県費負担職員の児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定</li> <li>・学校職員の公務災害補償</li> <li>・教職員広報</li> <li>・学校職員の福利厚生</li> <li>・教職員住宅</li> </ul>
		管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校職員の人事制度の企画、調査及び研究</li> <li>・学校職員の人事及び研修（教職員係の主管に属するものを除く）</li> <li>・学校職員の服務</li> <li>・学校職員の分限及び懲戒</li> </ul>
	権限移譲準備室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・室の庶務</li> <li>・県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に関すること</li> </ul>
	学事課	学事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・学校の物品の管理換、保管換等</li> <li>・学校の物品の出納及び保管事務の指導調整</li> <li>・教材教具等の整備</li> <li>・義務教育諸学校への就学</li> </ul>
		就学係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書無償給付</li> <li>・準要保護児童生徒の認定</li> <li>・就学補助（他課の主管に属するものを除く）</li> <li>・就学資金</li> </ul>
		学校経理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の管理運営に要する経費の予算及び決算</li> <li>・学校の管理運営費の経理</li> </ul>
	学校保健課	保健係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・学校保健</li> <li>・学校保健関係団体</li> </ul>
		給食係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食</li> <li>・学校給食協会その他の学校給食関係団体</li> </ul>
	指導部	指導企画課	企画調整係
指導第一課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営</li> <li>・教育課程及び学習指導（他課の主管に属するものを除く）</li> <li>・教科用図書その他の教材の取扱い</li> <li>・学校における人権教育</li> </ul>	
指導第二課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導</li> <li>・学校支援</li> <li>・保健安全指導</li> <li>・青少年教育に係る子ども家庭局との連絡調整</li> <li>・学校、家庭及び地域の連携</li> </ul>	

部	課	係	所掌事務
	特別支援教育課		<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育の推進</li> <li>特別支援学校及び特別支援学級に関する教育課程及び学習指導</li> <li>特別支援教育の普及啓発及び資料収集</li> </ul>
		特別支援教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育に関する教育相談</li> <li>その他教育委員会が必要と認めること</li> </ul>
	教育センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>センターの庶務</li> <li>教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究</li> <li>教育関係職員の研修</li> <li>教育相談（特別支援教育に関するものを除く）</li> <li>教育に関する資料及び情報の収集及び提供</li> </ul>
学力・体力向上推進室			<ul style="list-style-type: none"> <li>室の庶務</li> <li>学力・体力向上の推進</li> <li>学力・体力向上推進施策の企画</li> </ul>

出所：市ホームページを基に監査人作成

#### (5) 規程、マニュアル等

市教委の財務事務に関連する主な規程は次のとおりである。

##### 【主な関係規程一覧】

規程名	概要
北九州市会計規則	市の会計事務に関し必要な事項を定めるもの
北九州市契約規則	市の契約事務に関し必要な事項を定めるもの
北九州市教育委員会事務局事務分掌規則	市教委事務局の事務分掌について定めるもの
北九州市教育委員会文書規程	市教委における文書等の取扱いについて必要な事項を定めるもの
北九州市立幼稚園規則	市立幼稚園の管理及び運営に関し、基本的な事項を定めるもの
北九州市立小中学校等管理規則	市立小中学校の管理及び運営に関し、基本的な事項を定めるもの

出所：各規程を基に監査人作成

市教委では、財務事務に当たり、次のとおりマニュアル等を作成している。

##### 【市教委所管学校等における主なマニュアル等】

マニュアル名	概要
学校運営費予算の手引き	学校運営費の予算執行の要領について定めるもの
校納金会計事務取扱マニュアル	小中特別支援学校、幼稚園（支出事務を除く）における園児・児童・生徒負担金の取扱に当たって、校納金会計システムを利用した会計事務について定めるもの
学校における児童・生徒負担金取扱マニュアル	幼稚園における園児負担金の取扱について定めるもの（支出事務に限る）。

出所：各マニュアルを基に監査人作成

## (6) 情報セキュリティ

### ア 情報セキュリティに関する規程

市では、任命権者（市長部局、教育委員会、上下水道局など）別に情報セキュリティ管理を行っており、それぞれセキュリティ規程及び要領を定め運用している。市教委では、「北九州市教育委員会情報セキュリティに関する規程（平成22年4月1日施行。以下「セキュリティ規程」という。）」及び「北九州市教育委員会情報資産の管理及び運用に関する要領（平成22年4月1日施行。以下「セキュリティ要領」という。）」を定め、運用している。

「セキュリティ規程」の全体構成は、次のとおりである。なお、後述する監査の結果又は意見に関連した部分については下線を付している。

#### 【セキュリティ規程の全体構成】

項目	概要
第1章	総則（第1条―第3条）
第1条	(目的) この規程は、北九州市教育委員会における情報資産の保護及び管理に関する基本的事項を定め、情報セキュリティを確保することにより、事務の高度情報化による教育行政の適正かつ円滑な運営を図り、もって教育行政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。
第2条	(定義) この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性（正当な権限を有する者に対してのみ、適切に提供される状態をいう。）、完全性（情報資産に過失又は事故による変更がなく常に原本と整合の取れた状態をいう。）及び可用性（正当な権限を有する者が必要なときにいつでも利用できる状態をいう。）を維持することをいう。 (2) 情報資産 情報システム並びに情報システムの開発及び運用に係るすべてのデータ（電子計算機処理に係る入出力帳票及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）並びに情報システムで取り扱う全てのデータをいう。 (3) 情報システム 電子計算機、通信関係装置、(デジタル信号により伝送するための機械、器具、線路その他の装置をいう。以下同じ。)及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により構成されるシステムをいう。
第3条	(職員の責務) 職員は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、職務の遂行に当たっては、この規程を遵守しなければならない。 2 職員は、情報セキュリティに関する研修の受講等により、この規程その他情報セキュリティに関する定めを理解し、情報セキュリティに支障が生じないように努めなければならない。
第2章	管理組織（第4条―第8条）
第4条	(情報セキュリティ管理体制) 情報セキュリティを確保するため、次に掲げるものを置く。 (1) 情報セキュリティ統括管理者 (2) 情報セキュリティ副統括管理者 (3) 情報セキュリティ管理者 (4) 情報セキュリティ責任者

項目	概要
第5条	<p>(情報セキュリティ統括管理者)</p> <p>情報セキュリティ統括管理者（以下「統括管理者」という。）は、教育長をもって充てる。</p> <p>2 統括管理者は、教育委員会におけるすべての情報資産に関する情報セキュリティを統括する権限及び責任を有し、情報セキュリティ副統括管理者及び情報セキュリティ管理者を指導し、及び監督する。</p>
第6条	<p>(情報セキュリティ副統括管理者)</p> <p>情報セキュリティ副統括管理者（以下「副統括管理者」という。）は、教育次長をもって当てる。</p> <p>2 副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故があるとき、又は統括管理者が欠けたときはその職務を代理する。</p>
第7条	<p>(情報セキュリティ管理者)</p> <p>情報セキュリティ管理者（以下「セキュリティ管理者」という。）は、教育委員会の各部（北九州市教育機関事務分掌規則に定める第1類及び第2類の教育機関を含む。以下同じ。）の長をもって充てる。ただし、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、専修学校及び各種学校においては、学務部長をもって充てる。</p> <p>2 セキュリティ管理者は、各部の情報資産に関する情報セキュリティを統括する権限及び責任を有し、当該部内の情報セキュリティ責任者を指導し、及び監督する。</p>
第8条	<p>(情報セキュリティ責任者)</p> <p>情報セキュリティ責任者（以下「セキュリティ責任者」という。）は、各課（北九州市教育機関事務分掌規則に定める第2類及び第3類の教育機関、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）の長及び幼稚園長をもって充てる。</p> <p>2 セキュリティ責任者は、各課の情報資産に関する情報セキュリティの確保に関する権限及び責任を有し、情報資産を利用する職員を指導し、及び監督する。</p>
第3章	情報資産の管理及び運用（第9条－第13条）
第9条	<p>(情報資産の管理)</p> <p>セキュリティ管理者は、統括管理者が別に定める基準に従い、各部の所掌する事務及び情報資産に応じて、情報資産の管理及び運用の具体的な方法を定め、当該方法に従って情報セキュリティに関する対策を実施しなければならない。</p> <p>2 <u>セキュリティ責任者は、統括管理者が別に定めるところにより、その保有する情報資産について台帳を作成し、当該情報資産を適切に管理しなければならない。</u> <b>【→結果（16）ア（イ）】</b></p>
第10条	<p>(情報資産の利用及び提供)</p> <p>職員は、その職務で利用する場合を除き、情報資産を利用してはならない。</p> <p>2 職員は、情報資産を執務室以外の場所に持ち出し、又はデータを送信する場合は、統括管理者が別に定めるところに従い適切に処理しなければならない。</p> <p>3 セキュリティ管理者は、情報資産を利用させ、又は提供するときは、情報資産を利用し、又は情報資産の提供を受ける者に対し、その利用の目的及び方法の制限その他必要な制限を付し、かつ、データの漏えいの防止その他の情報セキュリティの確保のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p> <p>4 セキュリティ管理者は、情報資産を利用させ、又は提供するときは、統括管理者が別に定める手続きによらなければならない。</p>

項目	概要
第 11 条	<p>(情報資産の廃棄等)</p> <p>セキュリティ責任者は、次に掲げる場合には、データの漏えいの防止その他の情報セキュリティの確保のため、統括管理者が別に定めるところに従い適切に処理しなければならない。</p> <p>(1) 情報資産を廃棄する場合</p> <p>(2) 記録装置が含まれる電子計算機等の機器を修理する場合</p> <p>(3) 記録装置が含まれる電子計算機等の機器を借入期間の満了により返却する場合</p>
第 12 条	<p>(情報システムの導入等)</p> <p>セキュリティ責任者は、次に掲げる場合には、情報セキュリティに支障がないかどうかについて、あらかじめ北九州市高度情報化調整会議に関する規程（昭和 56 年北九州市訓令第 2 号）により設置する北九州市高度情報化調整会議において調整しなければならない。ただし、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校においては、学務部学事課において調整しなければならない。</p> <p>(1) 情報システムを導入し、又は改修しようとする場合</p> <p>(2) プログラムを構築し、購入し、又は借り入れようとする場合</p> <p>(3) 電子計算機等を購入し、又は借り入れようとする場合</p>
第 13 条	<p>(情報資産に関する業務の委託等)</p> <p>セキュリティ責任者は、情報システムの導入若しくは保守その他情報資産に関する業務の委託又は電子計算機若しくは通信関係装置の借入れについての契約（以下「委託等契約」という。）を締結するときは、統括管理者が別に定めるところにより、情報資産の適切な管理が行われるように委託等契約の相手方に対し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 セキュリティ責任者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に情報資産を管理させる場合については、統括管理者が別に定めるところにより、情報資産の適切な管理が行われるように指定管理者に対し必要な措置を講じなければならない。</p>
第 4 章	職員への周知等（第 14 条・第 15 条）
第 14 条	<p>(職員への周知及び訓練)</p> <p><u>セキュリティ管理者は、職員に対し、情報セキュリティに関する知識及び能力の向上に必要な研修を実施し、情報セキュリティの重要性の周知に努めなければならない。</u> 【→意見（4）ウ（ウ）】</p> <p>2 セキュリティ管理者は、統括管理者が定める重要な情報システムに関し、緊急の対応を必要とする場合を想定した訓練を定期的実施しなければならない。</p>
第 15 条	<p>(非常勤職員及び臨時的任用職員に関する事項)</p> <p>セキュリティ責任者は、非常勤職員又は臨時的任用職員の配置があったときは、この規程のうち当該職員が遵守すべき事項を確実に理解させた上でその職務を遂行させなければならない。</p> <p>2 セキュリティ責任者は、前項の非常勤職員又は臨時的任用職員に対して、必要に応じ、この規定を遵守する旨を確認する書面の提出を求めなければならない。</p>
第 5 章	事故への対処（第 16 条・第 17 条）
第 16 条	<p>(連絡体制及び対処手順)</p> <p>セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する事故（以下「事故」という。）が発生した場合の連絡体制及び対処手順を定めなければならない。</p>

項目	概要
	2 前項の規定による連絡体制及び対処手順は、情報資産に係る各課のセキュリティ責任者と円滑に連絡がとれ、連携を図りながら事故に対処できるよう配慮されたものでなければならない。
第 17 条	<p>(事故の報告)</p> <p>セキュリティ責任者は、事故が発生した場合は、直ちに前条第 1 項の対処手順に従い事故に対処するとともに、セキュリティ管理者及び副統括管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 副統括管理者は、前項の規定により報告を受けた場合は、直ちに統括管理者に事故の状況について報告しなければならない。</p> <p>3 セキュリティ責任者は、第 1 項の規定により事故に対処した場合には、速やかに当該事故の原因を分析し、当該事故に関する記録を作成するとともに、当該事故の再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 統括管理者は、第 2 項の規定による報告を受けた場合には、必要に応じ、当該報告の内容を検討し、セキュリティ責任者に情報セキュリティに関する対策の改善を指導する等必要な措置を講じなければならない。</p>
第 6 章	監査及び点検等 (第 18 条・第 19 条)
第 18 条	<p>(監査)</p> <p><u>統括管理者は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行わなければならない。</u> 【→結果(16)ア(7)】</p> <p>2 統括管理者は、情報セキュリティに関する監査により、改善が必要と認められた場合は、適切な措置を講じなければならない。</p>
第 19 条	<p>(点検等)</p> <p>セキュリティ管理者は、この規程の適正な運用を確保するため、統括管理者が別に定めるところにより、情報セキュリティに関する対策の実施状況を定期的に点検し、その結果を統括管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 統括管理者は、前項の規定により報告を受けたときは、必要に応じ、セキュリティ管理者に対し、情報資産の管理について報告を求め、又は検査を行うほか、当該報告又は検査の結果に基づいて必要な指示をしなければならない。</p>
第 7 章	補則
第 20 条	<p>(委任)</p> <p>この規程に定めるもののほか必要な事項は、統括管理者が定める。</p>

出所：「セキュリティ規程」

「セキュリティ規程」の適正な運用を確保するために、「セキュリティ要領」が策定されており、その全体構成は次のとおりである。

#### 【セキュリティ要領の全体構成】

項目	概要
第 1 章 総則	<p>1 趣旨</p> <p>この要領は、「北九州市教育委員会情報セキュリティに関する規程」(平成 22 年 4 月 1 日施行。以下「セキュリティ規程」という。)に基づき、本市教育委員会の情報資産の適切な保護、管理、運用等に関し必要な事項を定める。ただし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校において使用する情報資産(「学校ネットワーク」「学校コンピュータ」も含む。)については、別に定める。</p>

項目	概要																												
	<p>2 定義 この要領における用語の意義は、セキュリティ規程第2条に規定するところによる。</p> <p>3 管理組織 この要領は、セキュリティ規程第4条から第8条に規定する情報セキュリティ管理体制に基づいて運用する。</p>																												
<p>第2章 第1節1 情報資産 の分類等</p>	<p>(1) 情報セキュリティ責任者（以下「セキュリティ責任者」という。）は、所管する情報資産について、次表に定めるところにより機密性、完全性及び可用性の基準に従って分類し、情報資産の名称、保管場所、保管期間等を明示した情報資産管理台帳（以下「台帳」という。様式1）を作成しなければならない。ただし、機密性の基準第3種、かつ、完全性の基準第4種、かつ、可用性の基準第4種に分類される情報資産に係る台帳の作成は省略することができる。</p> <table border="1" data-bbox="564 723 1329 1263"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>分類基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機密性の基準</td> <td>第1種</td> <td>個人情報</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>不開示情報（北九州市情報公開条例第7条で定める不開示情報という。）のうち個人情報を除くもの</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>上記第1種及び第2種以外の情報資産</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">完全性の基準</td> <td>第1種</td> <td>情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>情報資産が破壊又は改ざんされた場合、企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市内部の事務に影響が及ぶもの</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>上記第1種から第3種以外の情報資産</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">可用性の基準</td> <td>第1種</td> <td>情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分以内のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分を超え1時間以内のもの</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1時間を超え1日以内のもの</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>上記第1種から第3種以外の情報システム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) セキュリティ責任者は、毎年定期的に台帳の見直しを行い、内容を最新の状態にしなければならない。【→結果(16)ア(イ)】</p> <p>(3) セキュリティ責任者は、所管する情報システムについて、情報セキュリティ実施手順書を作成しなければならない。</p>	区分	種別	分類基準	機密性の基準	第1種	個人情報	第2種	不開示情報（北九州市情報公開条例第7条で定める不開示情報という。）のうち個人情報を除くもの	第3種	上記第1種及び第2種以外の情報資産	完全性の基準	第1種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの	第2種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの	第3種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市内部の事務に影響が及ぶもの	第4種	上記第1種から第3種以外の情報資産	可用性の基準	第1種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分以内のもの	第2種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分を超え1時間以内のもの	第3種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1時間を超え1日以内のもの	第4種	上記第1種から第3種以外の情報システム
区分	種別	分類基準																											
機密性の基準	第1種	個人情報																											
	第2種	不開示情報（北九州市情報公開条例第7条で定める不開示情報という。）のうち個人情報を除くもの																											
	第3種	上記第1種及び第2種以外の情報資産																											
完全性の基準	第1種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの																											
	第2種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの																											
	第3種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市内部の事務に影響が及ぶもの																											
	第4種	上記第1種から第3種以外の情報資産																											
可用性の基準	第1種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分以内のもの																											
	第2種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分を超え1時間以内のもの																											
	第3種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1時間を超え1日以内のもの																											
	第4種	上記第1種から第3種以外の情報システム																											
<p>第2節 データの管理</p>	<p>1 データの管理 (省略)</p> <p>2 データの提供 (省略)</p> <p>3 データの搬送及び送信等 (省略)</p> <p>4 データの消去及び廃棄 (省略)</p>																												
<p>第3節 情報システムの管理</p>	<p>1 情報システムの管理 (省略)</p> <p>2 情報システムの開発等 (省略)</p> <p>3 情報システムの構成</p> <p>(1) セキュリティ責任者は、所管する情報システムのハードウェア（電子計算機等をいう。以下同じ。）、ソフトウェア（コンピュータを動作させる手順及び命令をコンピュータが理解できる形式で記述したものをいう。以下同じ。）及び情報ネットワークの構成及びその導入時期を、常に把握しておかなければならない。</p> <p>(2) セキュリティ管理者は、所管する業務に係る情報システムのシステム設計書、仕様書、情報ネットワーク構成図等について、所定の場所に保管しなければならない。</p>																												

項目	概要
	<p>(3) セキュリティ管理者は、使用するソフトウェアの使用権を適切に管理しなければならない。</p> <p>4 情報システムの利用</p> <p>(1) ～ (7) 省略</p> <p>(8) <u>職員は、付与されたユーザID(情報システムを利用する権利を有する者であることを識別するために割り当てる文字列をいう。以下同じ。)、パスワード(情報システムを利用する者が本人であることを識別するための暗証文字列をいう。以下同じ。)及びICカードを適切に管理しなければならない。</u> 【→結果(16)ア(ウ)】</p> <p>(9) ～ (10) 省略</p> <p>5 情報システムの保守及び点検</p> <p>(1) <u>セキュリティ責任者は、所管する情報システムの保守及び点検を定期的</u>に実施し、その結果を記録し、適切に保管しなければならない。 【→意見(16)イ(ウ)】</p> <p>(2) セキュリティ責任者は、所管する情報システムの保守及び点検を外部の者に委託した場合は、委託を受けた者に対し、適切な作業の指示を行い、その作業内容を報告させなければならない。</p> <p>6 機器の修理及び廃棄 (省略)</p>
第4節 情報資産に関する業務の委託等	<p>1 契約書及び協定書等の明記事項 (省略)</p> <p>2 事業者の保護体制の確認 (省略)</p> <p>3 誓約書 (省略)</p> <p>4 事前協議 (省略)</p>
第3章 情報セキュリティ対策基準 第1節 物理的及び環境的セキュリティ	<p>1 ハードウェア等の設置環境</p> <p>(1) <u>セキュリティ責任者は、情報システムのハードウェア及びネットワークを、情報システム安全対策基準(平成7年8月29日通商産業省告示第518号)の「五 設置基準」に準じた環境により、適切に管理しなければならない。</u> 【→結果(4)イ(ア)】</p> <p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>2 ハードウェア等の設置場所への入退室管理 (省略)</p>
第3章 情報セキュリティ対策基準 第2節 技術的セキュリティ対策	<p>1 ネットワークの管理 (省略)</p> <p>2 不正アクセス対策</p> <p>セキュリティ責任者は、所管する情報システムに対する不正アクセスを防止するため、次の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>3 アクセス制御</p> <p>セキュリティ責任者は、保護データを取り扱う情報システムをなりすまし(他人のパスワード等を盗み、その人のふりをして情報システムに侵入して不正行為を行うことをいう。)による被害から防止するため、次の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 認証システムの利用 (省略)</p> <p>(2) 利用者認証手順及び利用者登録</p> <p>ア <u>利用者を認証する手順並びに利用者を追加し、変更し、及び削除する手順を定めること。</u> 【→結果(16)ア(ウ)】</p> <p>イ～ク (省略)</p> <p>(3) アクセス権限の設定 (省略)</p>

項目	概要
	<p>(4) パスワード等の管理 職員は、付与されたユーザID及びパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>ア 転任等により情報システムを利用する権利を失った場合は、速やかにセキュリティ責任者に届け出ること。 【→結果(16)ア(ウ)】</p> <p>イ～オ (省略)</p> <p>カ パスワードは、随時変更を行うこと。 【→結果(16)ア(ウ)】</p> <p>4 アクセス記録の保存 (1)～(2) 省略</p> <p>5 コンピュータウィルス対策 (省略)</p> <p>6 バックアップ セキュリティ責任者は、情報システムで使用するデータのうち、当該情報システムの復旧に必要なものを定期的に記録媒体等に保存し、当該記録媒体を盗難又は破壊の恐れがない場所に保管しなければならない。</p>
第4章 事故等の対処	<p>1 事故等の報告 (省略)</p> <p>2 重大な事故等の対処 (省略)</p>
第5章 情報セキュリティ監査及び点検	<p>セキュリティ規程第19条第1項に規定する実施状況の点検は、毎年1回統括管理者の指示に従い行うものとする。 【→意見(16)イ(ウ)】</p>
第6章 補則	<p>この要領の実行に関し必要な事項は、統括管理者が定める。</p>

出所：「セキュリティ要領」

#### イ 教育委員会が所管する情報システム

市教委が所管する情報システムは、次のとおりである。

##### 【市教委所管システム一覧】

No	システム名	所管課
1	学校基本調査システム	総務課
2	学校ネットワーク及び学校コンピュータシステム	学事課
3	校務支援システム	
4	校納金会計システム	
5	就学システム	
6	就学援助システム	
7	奨学金システム	
8	講師登録システム	
9	教職員人事給与システム	学校保健課
10	学校医・医療券システム	
11	給食申請システム	
12	市立教育センターネットワークシステム	教育センター
13	学校体育施設報酬計算システム	指導第二課
14	図書館情報システム	中央図書館庶務課
15	視聴覚教育教材貸出管理システム	中央図書館奉仕課
16	市立高等学校パソコンネットワークシステム	北九州市立高等学校
17	高等理容美容学校ネットワークシステム	高等理容美容学校

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

各情報システムの概要は次のとおりである。

【各情報システムの概要】

No	システム名	概要
1	学校基本調査システム	学校基本調査とは、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とした、統計法に基づく調査である。市の「学校基本調査システム」は、文部科学省のWEB集計システムのデータを市で利用できないことから、同じデータを市が独自で集計するために導入したシステム。総務課で市のネットワークには接続されていないPC1台にインストールされ、運用されている。
2	学校ネットワーク及び学校コンピュータシステム	教育関連の高度情報化のため、教職員及び生徒が利用するパソコンを導入・設置し、ネットワーク化したもの。
3	校務支援システム	教育の現場で必要とされる、成績管理、文書管理から保健管理まで、多種多様な校務を全面的にシステム化したもの。約200の幼稚園及び小・中・特別支援学校の教職員が利用、児童生徒約7万人のデータを取り扱っている。
4	校納金会計システム	児童生徒の保護者負担となっている経費を学校において徴収し、保護者に代わって執行する児童・生徒負担金について、予算作成、集金、執行、決算、繰越等の事務に利用するシステムであり、各学校の会計事務職員が利用する。
5	就学システム	児童生徒の入学・転学、卒業、保護者変更等を管理するためのシステム。北九州市の「総合行政システム」から起動される。生年月日、氏名漢字、氏名かな、世帯番号、識別番号、通学している小学校名、区、旧市町村、通学している中学校名、現在の町字、現在の学年から構成されている。利用者は一部の職員に限定されている。
6	就学援助システム	就学援助について、申請登録、認定、支給を管理するためのシステム。「総合行政システム」から起動されるシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
7	奨学金システム	奨学金の申請、内定、奨学生情報、貸付情報、返還情報を管理するシステム。「総合行政システム」から起動されるシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
8	講師登録システム	講師に関する情報を管理するシステム（約700人の講師情報が登録）。「総合行政システム」から起動されるシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
9	教職員人事給与システム	市長部局（人事課）が教職員の人事給与事務に利用しているシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
10	学校医・医療券システム	就学援助の認定を受けている児童が、学校において健康診断の結果、所定の学校病と診断され治療の必要がある場合は「医療券」を使って治療することができる。本システムは、「医療券」発行と、「学校医」に関する情報管理のためのシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
11	給食申請システム	各学校から申請される食材を集計するシステム。システムの利用者は、各学校の担当者と北九州市学校給食協会、食材納入業者がシステムを利用している。
12	市立教育センターネットワークシステム	市立教育センターは、教職員の研修を行う組織。教育センターと小中学校間で教育関連情報利活用のために構築されたネットワーク。インターネット経由で利用するが、予め認可された利用者だけがアクセスできる。

No	システム名	概要
13	学校体育施設報酬計算システム	学校体育施設開放事業の主任管理指導員・管理指導員の報酬を計算し、銀行振込みデータを作成するシステム。スタンドアロンのPCで運用されている。
14	図書館情報システム	図書館利用者及び蔵書のデータを取扱い、蔵書検索、貸出管理を行うシステム。外部接続はされていない。
15	視聴覚教育教材貸出管理システム	図書館の保有する視聴覚教材を学校等の団体に貸し出す際に利用するシステム。外部接続はされていない。
16	市立高等学校パソコンネットワークシステム	校務用と教育用に構築されたネットワークで、生徒用160台、教員用260台が稼働している。セキュリティの観点から無線LANは使用せず、有線のみでネットワークを構成している。
17	高等理容美容学校ネットワークシステム	高等理容美容学校内部利用のために導入されているネットワークシステム。

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

## (7) 公費会計と私費会計

学校予算は、大きく、公費会計と私費会計とに区分される。公費とは、地方自治体の議会の議決を得て成立した予算のことであり、地方自治体が負担する学校運営に係る経費である。学校教育法において次のとおり定められているように、学校の教育活動に必要な経費は全て公費でまかなわれることが原則となっている。

### 【学校経費の負担について】

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いてはその学校の経費を負担する。

出所：「学校教育法」

しかし、公費による予算措置が十分でないことや、学校教育に要する経費のうち学校・家庭のいずれにおいても使用できるものもあることなどから、全国の公立学校では保護者から徴収した副教材費、給食費等を、地方自治体の予算とは別の私費会計として取り扱っている。

市の学校予算も公費会計と私費会計とに区分されており、市教委が作成している「学校運営費予算の手引」では、公費負担とすべき経費、私費負担とすべき経費の区分を次のとおり定めている。

市では、この「学校運営費予算の手引」において公費会計及び私費会計の執行ルールを定めている他、私費会計については「校納金会計事務取扱マニュアル」及び「学校における児童・生徒負担金取扱マニュアル」を別途作成し、公金に準じて適正に管理、執行するよう、各学校に指導を行っている。

### 【公費・私費の区分について】

公費・私費の負担区分を充分認識し、児童・生徒負担金に安易に依存し、保護者の経済的負担の増大を招くことのないよう心掛けなければならない。

学校運営費（各教科等教育活動に要する経費及び管理運営費）の公費・私費の負担については、次の区分による。

#### ① 公費負担の経費

ア 各教科の教育活動に必要な経費の中に、大別して個人で使用するものの経費、学級、学年、学校単位で共用又は備え付けとするものの経費、その他管理指導のための経費

がある。その中で私費負担と考えられる経費の性質を定め、それ以外の必要な経費は公費負担とする。

イ 維持管理及び施設設備費に要する経費は原則として公費負担とする。

② 私費負担の経費

ア 児童・生徒個人の所有物にかかる経費

イ 学校・家庭のいずれかにおいても使用できるものの経費

例) ノート類・各種文房具、補助教材(ワークブック、ドリル等)、学習用具(笛、運動衣、洋裁・手芸・工作用具、絵具等)、個人用図書(参考書、辞典類等)

ウ 教育活動の結果として教材、教具そのもの又は、それから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものに係る経費

例) 学習材料(半紙、画用紙、調理実習の食品材料、工作材料、被服・手芸の材料等)、学習活動(遠足・修学旅行費、児童会費等)、補助活動(学校給食の食材料等)

出所:「平成27年度 学校運営費予算の手引(執行要領と令達基準)」

(8) 出資団体

ア 団体の概要

市教委が所管する出資団体は、市給食協会である。

市給食協会は、市内の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑を図ることを目的として昭和50年に設立された法人である。

市は、市給食協会の設立に当たり、5,000千円を基本財産として出捐しており、市の出捐割合は100%となっている。また、事業運営費の補助として、平成27年度は30,922千円を支出している。

市給食協会の概要は次のとおりである。

【市給食協会の概要】

名称	公益財団法人 北九州市学校給食協会
所在地	北九州市小倉北区田町14番6号
設立年月日	昭和50年4月1日
公益財団法人移行設立	平成25年4月1日
設立目的	北九州市内の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑を図ることを目的とする。
市の出捐金(出捐割合)	5,000千円(100%)
市所管課	教育委員会学務部学校保健課
事業内容	学校給食に要する物資の調達、配給、物資代金の徴収支払いに関するもののほか、学校給食実施上必要な調査研究及び学校給食の普及奨励に関すること等。

出所:市給食協会ホームページを基に監査人作成

イ 財務状況

市給食協会の主な財務指標の推移は次の表のとおりである。経常比率は、ほぼ100%で推移しており財務は安定している。しかし、平成27年度には正味財産は若干のプラスとなっているものの、正味財産比率が小さく、財務基盤は比較的脆弱であることを示している。

【財務指標の推移】

(単位:千円)

項目 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総資産	350,513	270,913	225,305	261,808	321,676
正味財産	5,300	5,300	20,516	▲4,359	7,828
経常収益	3,180,439	3,195,163	3,179,489	3,496,034	3,459,563
経常費用	3,180,439	3,195,163	3,164,273	3,520,910	3,447,375
当期経常増減額	0	0	15,216	▲24,876	12,188
<指標>					
正味財産比率 正味財産 総資産	1.5%	2.0%	9.1%	▲1.7%	2.4%
経常比率 経常収益 経常費用	100.0%	100.0%	100.5%	99.3%	100.4%

出所：市給食協会の「財務書類」を基に監査人作成

ウ 学校給食の仕組み

市では、小学校、中学校及び特別支援学校の計 201 校で学校給食が導入されている。市給食協会は、市教委から委託を受け、市教委において作成される献立に応じて、食材料の調達及び各学校への供給を実施している。

調理方式に関しては、小学校・特別支援学校では自校単独方式（それぞれの学校内に設置している給食室を使って、自校分の給食を作る）、中学校では親子方式（近隣の小学校の給食室で調理し、保温食缶で配送）が採用されている。

平成 27 年度の管理運営費を含めた市の給食の実施に係る費用は、次のとおりである。

【給食の実施に係る費用】（平成 27 年度実績）

項目	金額
食材料費（保護者負担相当）	34 億 2,863 万円
管理運営費（公費負担）	41 億 8,742 万円
計	76 億 1,605 万円

出所：市給食協会の「平成 27 年度財務書類」を基に監査人作成

また、一人当たりの学校給食費は次の表のとおりである。

【給食費】（平成 26 年 4 月改定）

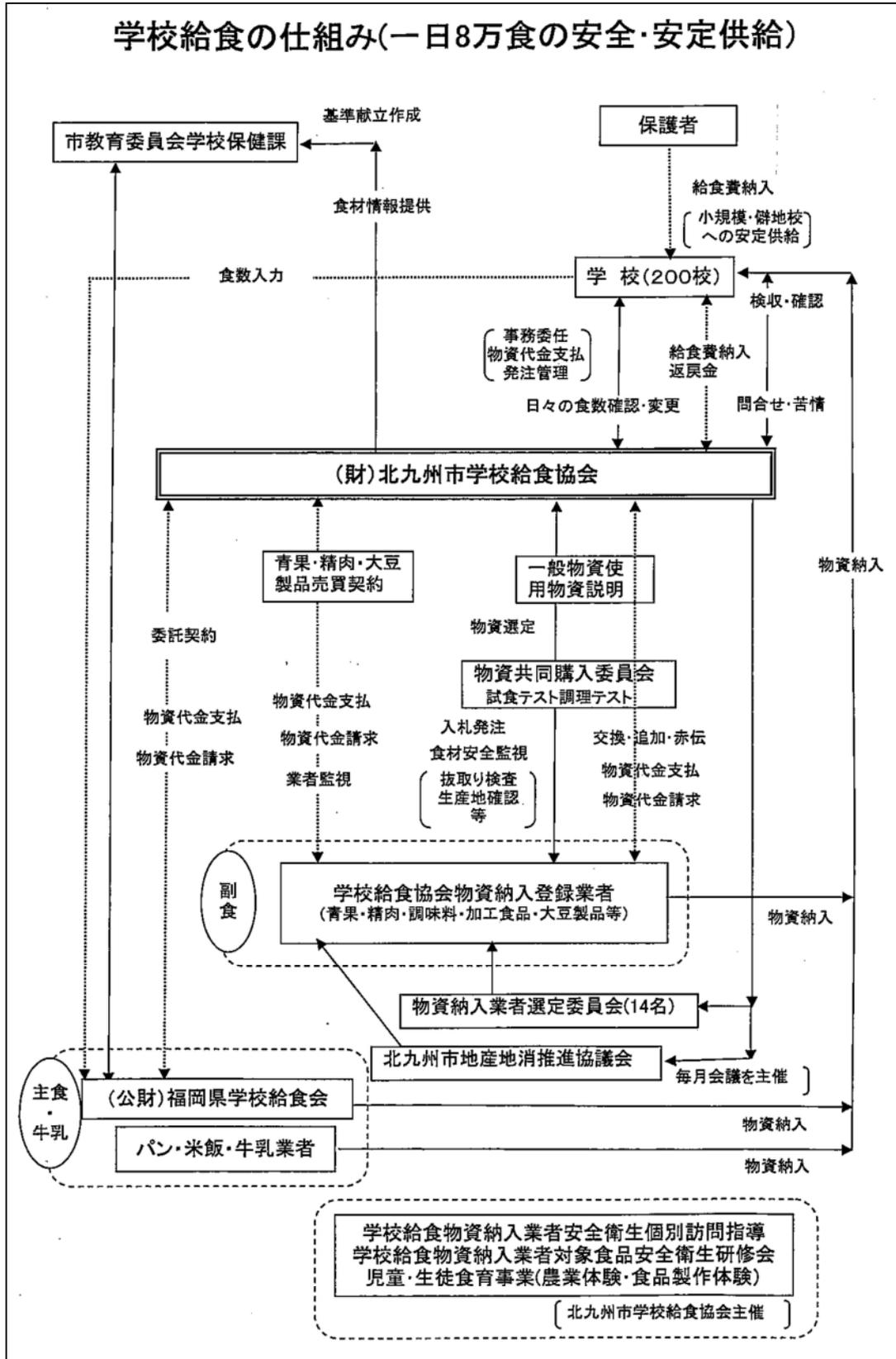
区分	月額	1 食当たり
小学校・特別支援学校（小学部）	3,900 円	約 230 円
特別支援学校（中高等部）	4,600 円	約 290 円
中学校	4,900 円	

出所：市ホームページ

市では、学校給食費（食材料費部分）は市給食協会の収入として位置づけられており、公費ではなく私費として扱われているため、市の予算には含まれていない。なお、調理業務関係職員人件費や光熱水費等の管理運営費部分については、公費負担となっている。

学校給食費の事務の大まかな流れは、まず、各学校において保護者から給食費が徴収され、市給食協会に送金される。市給食協会では、集めた給食費で各業者に給食材料費等を支払う。市における学校給食の詳細なフローは次のとおりである。

【北九州市における学校給食の仕組み】



出所：市給食協会作成資料

### 第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 1 監査対象の選定

「第2 監査対象の概要」を踏まえて、市教委事務局、市教委所管学校等及び出資団体それぞれから監査対象を選定した。表中の「No」は「第3 4（2）所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目」の各監査の結果（指摘）又は意見の番号を示している。

#### （1）北九州市教育委員会事務局

市教委事務局については、学校教育に関する市の統括管理を行う組織であるため、一時的に設置されている権限移譲準備室を除く全ての部署を監査対象とした。

##### 【対象とした部署一覧】

（単位：千円）

No	部	課室	平成27年度決算額	項目名
1	総務部	総務課	6,977,005	—
2		企画調整課	194,098	(1)
3		施設課	5,926,812	(2)
4	学務部	教職員課	960,044	(3)
5		学事課	6,380,584	(4)
6		学校保健課	2,438,547	(5)
7	指導部	指導企画課	4,337,254	(6)
8		指導第一課		(7)
9		指導第二課		—
10		特別支援教育課		—
11		教育センター		(8)
12	学力・体力向上推進室		—	—
合計			27,214,344	

出所：市作成資料を基に監査人作成

#### （2）幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等

市教委所管学校等については、種別の多様性や施設規模等を考慮した上で監査対象を選定した。監査対象とした学校等は次のとおりであり、212校（園）のうち9校（園）である。

##### 【対象とした市教委所管学校等一覧】

No	種別	学校等名	抽出理由	項目名
1	幼稚園	小倉南幼稚園	園児数が最多（52人）であるため	—
2	小学校	藍島小学校	児童数が最少（15人）であるため	—
3		光貞小学校	児童数が最多（1,260人）であるため	—
4	中学校	東谷中学校	生徒数が最少（89人）であるため	(9)
5		浅川中学校	生徒数が最多（907人）であるため	(10)
6	特別支援学校	小倉南特別支援学校	児童生徒数が最多（226人）であるため	(11)
7	高等学校	高等学校	1校のみ	(12)
8	高等専修学校	戸畑高等専修学校	1校のみ	(13)
9	高等理容美容学校	高等理容美容学校	1校のみ	(14)

出所：市ホームページを基に監査人作成

### (3) 出資団体

出資団体については、市教委が所管する唯一の出資団体である市給食協会を監査対象とした。

#### 【対象とした出資団体】

No	団体名	市出捐金額（出捐割合）	市所管課	項目名
1	公益財団法人北九州市 学校給食協会	5,000 千円（100%）	市教委学校保健課	（15）

出所：市ホームページを基に監査人作成

## 2 監査の視点

監査を行うに当たっては、次のとおり監査要点を定め、監査を行った。

### (1) 【合规性】教育委員会の財務に関する事務が法令等に則り適正に行われているか。

- ▶財務事務を行う根拠となる規則、要綱等（以下「規則等」という。）が整備されているか。
- ▶規則等が現在の教育行政を取り巻く環境に応じたものとなっているか。
- ▶物品購入や業務委託の契約は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ▶補助金等及び交付金の交付手続きは、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ▶所管する出資団体等の財政的援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
- ▶公費と私費の区分は、適切に実施されているか。本来、公費で支出すべきものを私費から支出していないか。
- ▶児童・生徒負担金は、公金に準じて、適切に徴収・管理されているか。
- ▶学校における備品や薬品は適切に管理されているか。
- ▶学校教育に関する情報セキュリティポリシーが策定され、適切に運用されているか。
- ▶情報資産は規則等に準拠して適切に管理されているか。

### (2) 【経済性、効率性及び有効性】市の全体最適の視点から、教育行政が有効な手段及び内容となっているか。また、事務の執行は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- ▶教育委員会の財務事務に非効率な点はないか。
- ▶予実対比等により、実施した事業に対するモニタリングが適切に行われているか。
- ▶学校教育に係る施設の取得計画及び維持管理計画は市全体として有効なものとなっているか。将来の改修に備えられているか。
- ▶学校教育に係る情報システムの利用について、効率性及び有効性が十分に検討されているか。

### (3) 【必要性】現在の教育行政を取り巻く環境を踏まえ、教育に関する事務事業の内容が市民等のニーズに合致しているか。

- ▶教育に関する事業の予算策定に当たっては、その必要性は十分に検討されているか。
- ▶教育財産を取得しようとするときは、必要性が適切に検討されているか。
- ▶学校教育に係る施設は有効に活用されているか。利用者が減少している施設はないか。
- ▶児童・生徒負担金の執行に当たっては、その必要性が十分に検討されているか。執行状況についての保護者等への会計報告は適切に行われているか。
- ▶各児童・生徒の情報セキュリティは十分に確保されているか。

### (4) 【その他】過去に実施された行政監査、包括外部監査等の結果に係る措置等が周知徹底されているか。

- ▶過去の発見事項と同様の不備事項がないか。

### 3 監査手続の流れ

監査の実施に当たっては、次の手順で監査を行った。

#### (1) 概要の把握

公表されている市教委に関する条例、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。

市教委の概要を把握するために、市教委総務課から説明を受けるとともに、教育行政の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

また、監査対象とした市教委に関する概要を把握するため、当該市教委の各所管部署に対して概要を整理した資料を入手した。

さらに、市行政委員会事務局（監査第1課）に対し、教育委員会に対する定期監査の状況及び課題等について質問を行った。

#### (2) 監査対象とした各所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした財務事務等について、所管部署の担当者への質問及び関連する文書の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

所管部署における文書の査閲及び質問は、次のとおり実施している。

##### 【文書査閲及び質問の実施状況】

実施期日 (平成 28 年)	対象部署等	調査対象
7 月 5 日	市教委総務課	(全体概要把握のための予備調査)
7 月 22 日	市行政委員会事務局 (監査第 1 課)	(全体概要把握のための予備調査)
8 月 4 日	市教委教職員課	市教委事務局
8 月 8 日～10 日	市教委総務課 市教委企画調整課 市教委学力・体力推進室	市教委事務局
8 月 22 日～24 日	市教委学事課	市教委事務局
8 月 25 日	市給食協会	出資団体
8 月 26 日	市教委学校保健課	市教委事務局
8 月 29 日～31 日	市教委施設課	市教委事務局
9 月 1 日～ 2 日	市教委指導企画課 市教委指導第一課 市教委指導第二課 市教委指導特別支援教育課市 教委教育センター	市教委事務局
9 月 8 日	藍島小学校	小学校 (児童数最少)
9 月 9 日	小倉南特別支援学校	特別支援学校 (児童生徒数最多)
9 月 14 日	市立高等学校	高等学校
9 月 20 日	光貞小学校	小学校 (児童数最多)
9 月 21 日	小倉南幼稚園	幼稚園 (園児数最多)
9 月 23 日	東谷中学校	中学校 (生徒数最少)
9 月 27 日	高等理容美容学校	高等理容美容学校
9 月 28 日	浅川中学校	中学校 (生徒数最多)
9 月 29 日	戸畑高等専修学校	高等専修学校

#### 4 監査の結果（指摘）及び意見の概要

「2 監査の視点」に基づいて実施した監査の結果（指摘）及び意見の概要は、次のとおりである。

なお、詳細については、次の「5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。また、特定の部署等ではなく、教育委員会全体としての取組が必要となる事項については、「(16) 教育委員会全体に対する監査結果及び意見」において述べる。

「監査の結果」は、主として合規性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性並びに経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

##### (1) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数

所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数は次のとおりである。

【所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数】

区分	対象部署	結果	意見
市教委事務局	総務課	—	—
	企画調整課	1件	3件
	施設課	1件	5件
	教職員課	—	1件
	学事課	1件	7件
	学校保健課	1件	3件
	指導企画課	1件	—
	指導第一課	—	1件
	指導第二課	—	—
	特別支援教育課	—	—
	教育センター	2件	—
	学力・体力向上推進室	—	—
市教委所管学校等	小倉南幼稚園	—	—
	藍島小学校	—	—
	光貞小学校	—	—
	東谷中学校	—	1件
	浅川中学校	—	3件
	小倉南特別支援学校	—	2件
	高等学校	—	2件
	戸畑高等専修学校	—	1件
	高等理容美容学校	1件	2件
出資団体	市給食協会	—	1件
全般	教育委員会全般	3件	9件
合計		11件	41件

## (2) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目

所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目は、次の表のとおりである。なお、監査の結果（指摘）に関し、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった場合、「該当なし」としている。

### 【所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目】

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
(1) 企画調整課		41
結果	(ア) 補助金交付に係る適切な審査の実施について	41
意見	(ア) 私立学校振興助成補助金の目的及び助成額決定方法の見直しについて	43
	(イ) 通学支援事業の見直し検討について	44
	(ウ) 藍島小学校における離島留学制度の導入検討について	45
(2) 施設課		48
結果	(ア) 市有地における自動販売機の設置形態について	48
意見	(ア) P F I 事業におけるプール監視業務の警備業認定の要否確認について	50
	(イ) 門司総合特別支援学校建設工事の入札への対応について	51
	(ウ) 学校施設の中長期的な整備計画の策定について	53
	(エ) 学校施設等警備業務委託費の予定価格の積算方法の見直しについて	54
	(オ) 支出負担行為伺書における記載内容の充実について	55
(3) 教職員課		56
結果	該当なし	—
意見	(ア) 一般財団法人北九州市教職員互助会に対する補助金の見直しについて	56
(4) 学事課		60
結果	(ア) 学校コンピュータにおける各校サーバの適切な管理について	60
意見	(ア) 会計事務調査及び監査委員監査の連携による事務の適正化、効率化について	61
	(イ) 情報システム利用者による評価の収集と反映について	62
	(ウ) サイバー攻撃への備えについて	63
	(エ) 児童・生徒負担金の保護者決算報告及び保護者会計監査の適切な実施について	64
	(オ) 児童・生徒負担金の決算書の作成について	67
	(カ) 児童・生徒負担金の出納簿の様式の見直しについて	70
	(キ) 学校備品の管理について	72

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
(5) 学校保健課		74
結果	(ア) 脆弱性が残るシステムの対応について	74
意見	(ア) 学校環境衛生管理業務委託に関する業務内容及び積算の明確化について	74
	(イ) 補助事業における繰越金の返還検討について	76
	(ウ) 市給食協会の財務基盤の強化について	77
(6) 指導企画課		79
結果	(ア) 特別支援教育専門医専門家報酬の源泉徴収税額について	79
(7) 指導第一課		81
結果	該当なし	—
意見	(ア) 中学生音楽鑑賞教室に係る業務報告書の充実について	81
(8) 教育センター		83
結果	(ア) 脆弱性が残るシステムの対応について	83
	(イ) 市有地における自動販売機の設置形態について	83
(9) 東谷中学校		86
結果	該当なし	—
意見	(ア) 郵便局での支払いに係る領収書の添付について	86
(10) 浅川中学校		87
結果	該当なし	—
意見	(ア) 物品納品時の適切な検収の実施について	87
	(イ) 利用予定のない銀行口座の管理見直しについて	88
	(ウ) 物品購入・修繕伺書への購入目的などの記載について	89
(11) 小倉南特別支援学校		90
結果	該当なし	—
意見	(ア) 学校敷地の利用方法の見直しについて	90
	(イ) 中学部及び高等部の修学旅行費の適正な管理について	91
(12) 高等学校		92
結果	該当なし	—
意見	(ア) 教職員の旅費の精算の適正化について	92
	(イ) ネットバンキングの利用検討について	93

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
(13) 戸畑高等専修学校		94
結果	該当なし	—
意見	(ア) 公費と後援会費（私費）の区分の明確化について	94
(14) 高等理容美容学校		96
結果	(ア) 学生負担金に係る事務の適正な執行について	96
意見	(ア) 入学前に納入する前納金の納付額及び時期の見直しについて	100
	(イ) 学校の在り方の検討について	101
(15) 公益財団法人北九州市学校給食協会		103
結果	該当なし	—
意見	(ア) 銀行口座の開設による振込手数料の軽減について	103
(16) 教育委員会全体に対する監査結果及び意見		104
結果	(ア) 定期的な情報セキュリティ監査の実施について	104
	(イ) 管理すべき情報資産の特定漏れについて	105
	(ウ) 利用者IDのパスワード管理について	106
意見	(ア) 負担金を支出している各種団体の決算書類等の入手及び妥当性検証について	107
	(イ) 非常勤嘱託員に対する休日の報酬の妥当性検討について	108
	(ウ) 勤務地内の出張に係る日当の見直しについて	109
	(エ) 出張時の朝食代、夕食代加算見直しについて	110
	(オ) PTA会費等団体徴収金に係る取扱いの明確化について	112
	(カ) 小中学校における薬品管理台帳の整備について	113
	(キ) 情報セキュリティに関する規程の見直しについて	115
	(ク) クリアデスクの実施について	117
	(ケ) 情報セキュリティに関する点検の適切な実施について	117